

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 25 年 10 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1 統計調査の承認等の状況（総括表）	1
基幹統計調査の承認	1
一般統計調査の承認	2
届出統計調査の受理	3
2 基幹統計調査の承認	6
医療施設調査（平成25年承認）（厚生労働省）	6
工業統計調査（平成25年承認）（経済産業省）	9
3 一般統計調査の承認	12
地域特産野菜生産状況調査（平成25年承認）（農林水産省）	12
障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査（平成25年承認）（厚生労働省）	14
情報処理実態調査（平成25年承認）（経済産業省）	16
平成26年空き家実態調査試験調査（平成25年承認）（国土交通省）	17
水産物流通調査（平成25年承認）（農林水産省・水産庁）	19
4 届出統計調査の受理	21
(1) 新規	21
浦和美園～岩槻地域移動実態調査（平成25年届出）（さいたま市）	21
県民の健康に関するアンケート（平成25年届出）（埼玉県）	22
平成25年度岡山いきいき子どもプランに係る県民意識調査（平成25年届出）（岡山県）	23
川崎市介護労働者の就業実態と就業意識調査（平成25年届出）（川崎市）	24
母子保健に関する意識調査（平成25年届出）（京都市）	25
思春期に関する意識調査（平成25年届出）（京都市）	26
歯周病と糖尿病との医科歯科連携に関する調査（平成25年届出）（愛知県）	27
こころとからだの健康調査 二次調査（平成25年届出）（東京都）	28
高齢者の生活・介護等に関する県民調査（平成25年届出）（奈良県）	29
廃プラスチック類の排出状況調査（平成25年届出）（札幌市）	33
若者の意識・生活実態調査（平成25年届出）（名古屋市）	34
大分県中心市街地等消費者買物動向調査（平成25年届出）（大分県）	35
新潟市子ども・子育て支援ニーズ調査（平成25年届出）（新潟市）	36
「石川の文化」に関する県民意識調査（平成25年届出）（石川県）	38

住生活総合調査拡大調査（平成25年届出）（新潟市）	40
子育て支援に関するニーズ調査（平成25年届出）（浜松市）	41
第三次堺市一般廃棄物処理基本計画策定における事業所意識調査（平成25年届出）（堺市）	42
第三次堺市一般廃棄物処理基本計画策定における市民意識調査（平成25年届出）（堺市）	43
放課後児童クラブの利用希望調査（未就学児童のいる世帯）（平成25年届出）（岡山市）	44
放課後児童クラブの利用希望調査（小学生のいる世帯）（平成25年届出）（岡山市）	45
住生活総合調査拡大調査（平成25年届出）（福島県）	46
浜松市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に伴う実態調査（平成25年届出）（浜松市）	48
「（仮称）さいたま市子ども・子育て支援事業計画」策定のための基礎調査（平成25年届出）（さいたま市）	50
震災以後の子育て環境・子ども環境に関する調査（平成25年届出）（福島県）	53
防災危機管理についての実態調査（平成25年届出）（神戸市）	54
熊本市子ども・子育て支援新制度に係る利用希望等把握調査（平成25年届出）（熊本市）	55
鳥取県における少子化対策等に関するアンケート調査（平成25年届出）（鳥取県）	56
事業承継に関する企業実態調査（平成25年届出）（大阪市）	57
(2) 変更	58
川崎市農業実態調査（平成25年届出）（川崎市）	58
住生活総合調査（拡大調査）（平成25年届出）（島根県）	59
住生活総合調査 拡大調査（平成25年届出）（京都市）	61
住生活総合調査拡大調査（平成25年届出）（新潟県）	63
住生活総合調査拡大調査（平成25年届出）（京都府）	64
県民健康・栄養実態調査（平成25年届出）（新潟県）	66
介護保険事業計画見直し策定のための実態調査（平成25年届出）（静岡市）	67
高齢者保健福祉計画見直し策定のための実態調査（平成25年届出）（静岡市）	68
住生活総合調査拡大調査（平成25年届出）（茨城県）	69
岐阜県ひとり親家庭実態調査（平成25年届出）（岐阜県）	71
食育等に関するアンケート調査（平成25年届出）（奈良県）	73
鳥取県住生活総合調査（平成25年届出）（鳥取県）	74
子育て支援・少子化対策に関する県民意識調査（平成25年届出）（山口県）	75
住生活総合調査拡大調査（平成25年届出）（宮崎県）	76
健康とくらしの調査（平成25年届出）（神戸市）	77

介護保険事業計画策定に向けての実態調査（平成 2 5 年届出）(神戸市)	79
住生活総合調査拡大調査（平成 2 5 年届出）(名古屋市)	83
地域特産野菜生産状況調査（愛知県版）(平成 2 5 年届出）(愛知県)	84
住生活総合調査拡大調査（平成 2 5 年届出）(東京都)	85
住生活総合調査附帯調査（平成 2 5 年届出）(神奈川県)	86
鳥取県鉱工業生産動態調査（平成 2 5 年届出）(鳥取県)	87
中小企業景況調査（平成 2 5 年届出）(愛知県)	88
住生活総合調査拡大調査（平成 2 5 年届出）(神戸市)	89
県民健康・栄養調査（平成 2 5 年届出）(神奈川県)	90
住生活総合調査（拡大調査）(平成 2 5 年届出）(北九州市)	91
住生活総合調査拡大調査（平成 2 5 年届出）(山口県)	93
住生活総合調査 拡大調査（平成 2 5 年届出）(滋賀県)	94
島根県母子世帯寡婦世帯父子世帯実態調査（平成 2 5 年届出）(島根県)	95
高知県住生活総合調査拡大調査（平成 2 5 年届出）(高知県)	97
住生活総合調査拡大調査（平成 2 5 年届出）(福岡市)	98
住生活総合調査拡大調査（平成 2 5 年届出）(仙台市)	99
山梨県住生活総合調査（平成 2 5 年届出）(山梨県)	100
子育て支援に関する市民ニーズ調査（平成 2 5 年届出）(京都市)	102
結婚と出産に関する意識調査（平成 2 5 年届出）(京都市)	104
ひとり親家庭実態調査（京都市）(平成 2 5 年届出)	105
高齢者の生活実態と意識に関する調査（平成 2 5 年届出）(広島市)	106

〔利用上の注意〕

- 1 「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」(以下、「本月報」という。)中で「指定統計」とは、改正前の統計法（昭和 22 年法律第 18 号。以下「旧統計法」という。）第 2 条の規定に基づき、総務大臣が指定した統計をいう。
- 2 本月報中で「指定統計調査」とは、旧統計法下において、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 3 本月報中で「承認統計調査」とは、改正後の統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「新統計法」という。）により廃止された統計報告調整法（昭和 27 年法律第 148 号）の規定に基づく総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。
- 4 本月報中で「届出統計調査」とは、旧統計法下にあつては、第 8 条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいい、新統計法下にあつては、第 24 条第 1 項又は第 25 条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいう。
- 5 本月報中で「基幹統計」とは、新統計法第 2 条第 4 項に規定する統計をいう。旧統計法下の指定統計のうち、新統計法施行の段階（平成 21 年 4 月 1 日）で引き続き作成されてい

たものについては、基幹統計に移行している。

- 6 本月報中で「基幹統計調査」とは、基幹統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 7 本月報中で「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう。
- 8 本月報中の目次等における調査名の後ろの「平成 年承認」「平成 年届出」については、本月報の編集に係るシステム管理上、付記しているものである。

基幹統計調査の承認

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
医療施設調査	厚生労働大臣	承認事項の変更 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（平成23年法律第73号）により、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構が改組され独立行政法人地域医療機能推進機構になることに伴い、開設者を把握する調査事項から、「全国社会保険協会連合会」、「厚生年金事業振興団」及び「船員保険会」を削除し、「独立行政法人地域医療機能推進機構」を追加。	H25.10.9
工業統計調査	経済産業大臣	承認事項の変更 （１）報告を求めるために用いる方法 調査員調査及び郵送調査の対象事業所の範囲を変更	H25.10.22

注）本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した基幹統計調査の計画について、主な内容を掲載したものである。

一般統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施者
H25.10.10	地域特産野菜生産状況調査	農 林 水 産 大 臣
H25.10.16	障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査	厚 生 労 働 大 臣
H25.10.18	情報処理実態調査	経 済 産 業 大 臣
H25.10.25	平成26年空き家実態調査試験調査	国 土 交 通 大 臣
H25.10.28	水産物流通調査	農 林 水 産 大 臣

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査について掲載したものである。

届出統計調査の受理

(1) 新規

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H25.10.3	浦和美園～岩槻地域移動実態調査	さいたま市長
H25.10.4	県民の健康に関するアンケート	埼玉県知事
H25.10.4	平成25年度岡山いきいき子どもプランに係る県民意識調査	岡山県知事
H25.10.4	川崎市介護労働者の就業実態と就業意識調査	川崎市市長
H25.10.4	母子保健に関する意識調査	京都市市長
H25.10.4	思春期に関する意識調査	京都市市長
H25.10.7	歯周病と糖尿病との医科歯科連携に関する調査	愛知県知事
H25.10.9	こころとからだの健康調査 二次調査	東京都知事
H25.10.15	高齢者の生活・介護等に関する県民調査	奈良県知事
H25.10.15	廃プラスチック類の排出状況調査	札幌市長
H25.10.15	若者の意識・生活実態調査	名古屋市長
H25.10.16	大分県中心市街地等消費者買物動向調査	大分県知事
H25.10.18	新潟市子ども・子育て支援ニーズ調査	新潟市長
H25.10.21	「石川の文化」に関する県民意識調査	石川県知事
H25.10.21	住生活総合調査拡大調査	新潟市長
H25.10.22	子育て支援に関するニーズ調査	浜松市長
H25.10.24	第三次堺市一般廃棄物処理基本計画策定における事業所意識調査	堺市長
H25.10.24	第三次堺市一般廃棄物処理基本計画策定における市民意識調査	堺市長
H25.10.24	放課後児童クラブの利用希望調査（未就学児童のいる世帯）	岡山市市長
H25.10.24	放課後児童クラブの利用希望調査（小学生のいる世帯）	岡山市市長
H25.10.25	住生活総合調査拡大調査	福島県知事
H25.10.28	浜松市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に伴う実態調査	浜松市長
H25.10.29	「（仮称）さいたま市子ども・子育て支援事業計画」策定のための基礎調査	さいたま市長
H25.10.30	震災以後の子育て環境・子ども環境に関する調査	福島県知事
H25.10.30	防災危機管理についての実態調査	神戸市長
H25.10.30	熊本市子ども・子育て支援新制度に係る利用希望等把握調査	熊本市市長
H25.10.31	鳥取県における少子化対策等に関するアンケート調査	鳥取県知事
H25.10.31	事業承継に関する企業実態調査	大阪市長

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理（新規）について掲載したものである。

(2) 変更

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H25.10.2	川崎市農業実態調査	川崎市市長
H25.10.3	住生活総合調査(拡大調査)	島根県知事
H25.10.4	住生活総合調査 拡大調査	京都市市長
H25.10.7	住生活総合調査拡大調査	新潟県知事
H25.10.7	住生活総合調査拡大調査	京都府知事
H25.10.9	県民健康・栄養実態調査	新潟県知事
H25.10.9	介護保険事業計画見直し策定のための実態調査	静岡市市長
H25.10.9	高齢者保健福祉計画見直し策定のための実態調査	静岡市市長
H25.10.10	住生活総合調査拡大調査	茨城県知事
H25.10.11	岐阜県ひとり親家庭実態調査	岐阜県知事
H25.10.15	食育等に関するアンケート調査	奈良県知事
H25.10.15	鳥取県住生活総合調査	鳥取県知事
H25.10.15	子育て支援・少子化対策に関する県民意識調査	山口県知事
H25.10.15	住生活総合調査拡大調査	宮崎県知事
H25.10.15	健康とくらしの調査	神戸市長
H25.10.15	介護保険事業計画策定に向けての実態調査	神戸市長
H25.10.16	住生活総合調査拡大調査	名古屋市長
H25.10.17	地域特産野菜生産状況調査(愛知県版)	愛知県知事
H25.10.18	住生活総合調査拡大調査	東京都知事
H25.10.18	住生活総合調査附帯調査	神奈川県知事
H25.10.18	鳥取県鉱工業生産動態調査	鳥取県知事
H25.10.21	中小企業景況調査	愛知県知事
H25.10.21	住生活総合調査拡大調査	神戸市長
H25.10.21	県民健康・栄養調査	神奈川県知事
H25.10.21	住生活総合調査(拡大調査)	北九州市市長
H25.10.22	住生活総合調査拡大調査	山口県知事
H25.10.24	住生活総合調査 拡大調査	滋賀県知事
H25.10.24	島根県母子世帯寡婦世帯父子世帯実態調査	島根県知事
H25.10.24	高知県住生活総合調査拡大調査	高知県知事
H25.10.24	住生活総合調査拡大調査	福岡市長

H25.10.25	住生活総合調査拡大調査	仙 台 市 長
H25.10.30	山梨県住生活総合調査	山 梨 県 知 事
H25.10.31	子育て支援に関する市民ニーズ調査	京 都 市 長
H25.10.31	結婚と出産に関する意識調査	京 都 市 長
H25.10.31	ひとり親家庭実態調査	京 都 市 長
H25.10.31	高齢者の生活実態と意識に関する調査	広 島 市 長

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(変更)について掲載したものである。

基幹統計調査の承認

【調査名】 医療施設調査（平成25年承認）

【承認年月日】 平成25年10月9日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課保健統計室

【目的】 本調査は、医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院及び診療所（法第5条の規定により診療所とみなされたものを含む。ただし、保健所については除外する。）をいう。）について、その分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 医療施設静態調査 病院票 2 - 医療施設静態調査 一般診療所票 3
- 医療施設静態調査 歯科診療所票 4 - 医療施設動態調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（静態調査：調査実施年翌年10月、動態調査：調査対象月の翌々月下旬）

【調査票名】 1 - 医療施設静態調査 病院票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）医療施設 （属性）病院 （抽出枠）医療施設基本ファイル

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）8,663 （配布）郵送 （収集）郵送・オンライン（政府統計共同利用システム）・その他（電話による聞き取り）（記入）自計 （把握時）調査実施年の10月1日現在又は調査実施年の9月1か月間 （系統）厚生労働省 - 都道府県 - （保健所を設置する市・特別区）
- 保健所 - 報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成23年10月1日～平成23年11月上旬

【調査事項】 1.名称、2.所在地、3.開設者、4.診療科目、5.設備、6.従事者の数及びその勤務の状況、7.許可病床数、8.社会保険診療の状況、9.救急病院の告示の有無、10.診療及び検査の実施の状況、11.その他（1～10に関連する事項）

【調査票名】 2 - 医療施設静態調査 一般診療所票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）医療施設 （属性）一般診療所 （抽出枠）医療施設基本ファイル

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）101,248 （配布）郵送 （収集）郵送・オンライン・その他（電話による聞き取り）（記入）自計 （把握時）調査実施年の10月1日現在又は調査実施年の9月1か月間 （系統）厚生労働省 - 都道府県 - （保健所を設置する市・特別区） - 保健所 - 報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成23年10月1日~平成23年11月上旬

【調査事項】 1.名称、2.所在地、3.開設者、4.診療科目、5.設備、6.従事者の数及びその勤務の状況、7.許可病床数、8.社会保険診療の状況、9.救急診療所の告示の有無、10.診療及び検査の実施の状況、11.その他(1~10に関連する事項)

【調査票名】 3 - 医療施設静態調査 歯科診療所票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)医療施設 (属性)歯科診療所 (抽出枠)医療施設基本ファイル

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)69,024 (配布)郵送 (収集)郵送・オンライン・その他(電話による聞き取り) (記入)自計 (把握時)調査実施年の10月1日現在又は調査実施年の9月1か月間 (系統)厚生労働省 - 都道府県 - (保健所を設置する市・特別区) - 保健所 - 報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成23年10月1日~平成23年11月上旬

【調査事項】 1.名称、2.所在地、3.開設者、4.診療科目、5.設備、6.従事者の数及びその勤務の状況、7.許可病床数、8.社会保険診療の状況、9.救急診療所の告示の有無、10.診療及び検査の実施の状況、11.その他(1~10に関連する事項)

【調査票名】 4 - 医療施設動態調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)都道府県・市・特別区 (属性)法令に基づき、医療施設に関し、開設、変更又は開設及び変更以外の所定の手続を行った都道府県、保健所を設置する市及び特別区

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)47・70・23 (配布)郵送 (収集)郵送・オンライン(電子メール) (記入)自計 (把握時)毎月1日~月末 (系統)(都道府県):厚生労働省 - 報告者、(保健所を設置する市・特別区):厚生労働省 - 都道府県 - 報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)(提出期限):調査対象月の翌月20日

【調査事項】 1.開設の場合(1)名称、(2)開設年月日、(3)所在地、(4)開設者、(5)診療科目、(6)許可病床数、(7)従事者数、(8)社会保険診療の状況、(9)その他(1)~(8)に関連する事項、2.変更の場合(1)名称、(2)変更年月日、(3)診療科目、(4)許可病床数、(5)その他(1)~(4)に関連する事項、3.開設及び変更以外の場合(1)名称、(2)処分等の年月日、(3)処分等の種類、(4)その他(1)~(3)に関連す

る事項

【調査名】 工業統計調査（平成25年承認）

【承認年月日】 平成25年10月22日

【実施機関】 経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室

【目的】 我が国工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得るための工業統計調査を作成することを目的とする。

【沿革】 工業に関する生産統計としては、明治初年民部省が開始した「府県物産表」調査、明治16年からの農商務統計のうちの「工場調査」（従業員10人以上、毎年調査）があるが、独立の調査としては、明治42年から「工場統計調査」が開始された。この調査は、従業者5人以上の工場について5年に1回実施されたが、大正9年からは、毎年調査に改められた。さらに昭和14年からは、「工場調査」として、従業者数にかかわらず、すべての工場・作業場について調査が行われるようになった。昭和22年には旧統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計第10号を作成するための調査として、日本標準産業分類による製造業を対象とする「工業調査」に改められ、昭和25年には「昭和25年工業センサス」、昭和26年以降は「工業統計調査」となり現在に至っている。昭和31年からは、本社本店調査が、また、昭和38年からは用地用水調査が本調査に追加された（用水調査は、昭和33年と昭和37年に、また、用地調査は昭和36年、昭和37年に付帯調査として行われた）。また、昭和51年からは、甲調査は従業者30人以上の事業所（従来は20人以上）、乙調査は29人以下の事業所（同19人以下）を対象とすることとなった。昭和60年及び昭和61年には、「丙調査」が中止されたが、昭和62年には、従来丙調査を見直した新たな丙調査（企業の多角化、ソフト化、国際化について把握）が実施され、平成元年には、その2回目の調査が実施された。昭和56年調査からは、予算上の制約に伴う統計調査の効率的な実施の要請に応えるため同年調査以降の特定年次（原則として、西暦年末尾が0、3、5、8の年以外の年）については、簡素化した調査である裾切調査として実施することとなった。平成3年には、長崎県の島原市及び深江町については、雲仙不普賢岳の噴火災害により調査の範囲から除外された。平成4年以降は、通商産業省企業活動基本調査の実施に伴い、丙調査を廃止することとされた。平成12年には、東京都三宅村については、三宅島（雄山）の噴火災害により調査の範囲から除外された。平成16年調査では、新潟中越地震の被災地域のうち十日町市、川口町及び山古志村について、調査対象地域から除外した。平成22年調査から、調査対象の範囲を従業者4人以上の事業所に変更された。また、調査方法としてオンライン調査が追加された。平成23年調査は、経済センサス・活動調査の実施に伴い、調査を中止することとなった。

【調査の構成】 1 - 工業調査票甲 2 - 工業調査票乙

【公表】 インターネット及び刊行物及び閲覧

【備考】 今回の変更は、調査実施の効率化を図るため、調査対象を一部変更するものである。

【調査票名】 1 - 工業調査票甲

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)従業者30人以上の事業所(製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く。)

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)200,000 (配布)調査員、郵送、オンライン (収集)調査員、郵送、オンライン (記入)自計 (把握時)毎年12月31日現在(経済センサス - 活動調査実施年の前年を除く。)(系統)経済産業省 - 都道府県 - 市町村 - 調査員 - 報告者、経済産業省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年(経済センサス - 活動調査実施年の前年を除く。)(実施期日)調査員調査:市町村長の定める日、本社一括調査等経済産業大臣が定める日

【調査事項】 1.事業所の名称及び所在地、2.本社又は本店の名称及び所在地、3.他事業所の有無、4.経営組織、5.資本金額又は出資金額(会社に限る。)、6.従業者数、7.常用労働者毎月末現在数の合計、8.現金給与総額、9.原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額、10.有形固定資産、11.リース契約による契約額及び支払額、12.製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額、13.製造品の出荷額、在庫額等、14.品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計金額、15.内国消費税額(酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の納付税額又は納付すべき税額の合計額をいう。)、16.製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合、17.主要原材料名、18.作業工程、19.工業用地及び工業用水、20.10、12及び13の在庫額に係る消費税の経理処理の状況

【調査票名】 2 - 工業調査票乙

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)従業者4人以上29人以下の事業所(製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く。)

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)250,000 (配布)調査員、郵送、オンライン (収集)調査員、郵送、オンライン (記入)自計 (把握時)毎年12月31日現在 (系統)経済産業省 - 都道府県 - 市町村 - 調査員 - 報告者、経済産業省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年(経済センサス - 活動調査実施年の前年を除く。)(実施

期日)調査員調査：市町村長の定める日、本社一括調査等経済産業大臣が定める日

- 【調査事項】 1. 事業所の名称及び所在地、2. 本社又は本店の名称及び所在地、3. 他事業所の有無、4. 経営組織、5. 資本金額又は出資金額(会社に限る。)、6. 従業者数、7. 現金給与総額、8. 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計金額、9. 製造品出荷額等、10. 品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計金額、11. 内国消費税額(酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の納付税額又は納付すべき税額の合計額をいう。)、12. 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合、13. 主要原材料名及び簡単な作業工程

一般統計調査の承認

【調査名】 地域特産野菜生産状況調査（平成25年承認）

【承認年月日】 平成25年10月10日

【実施機関】 農林水産省生産局農産部園芸作物課

【目的】 本調査は、各都道府県において生産される多様な野菜について、品目、作付面積、収穫量、出荷量等の推移を明らかにし、産地の育成、消費ニーズを踏まえた野菜の安定供給、産地の状況に応じたきめ細かな野菜行政を推進していくとともに、消費者への情報提供等を図っていく上で必要不可欠な基礎的資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 地域特産野菜生産状況調査票（農業協同組合・市町村用）2 - 地域特産野菜生産状況調査票（都道府県用）

【公表】 農林水産省ホームページ（調査実施年度の3月）

【調査票名】 1 - 地域特産野菜生産状況調査票（農業協同組合・市町村用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）協同組合、市町村 （属性）農業協同組合、市町村

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）農業協同組合：1250、市町村：1719（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン・FAX・電話（記入）自計（把握時）調査実施年の前年（1～12月）に収穫されたもの。ただし、収穫が2か年にわたる場合は、調査実施年の前年における収穫量が多い場合にのみ、報告の対象とする。（系統）都府県（沖縄県を除く。）：農林水産省 - 地方農政局 - 市町村 又は 農林水産省 - 地方農政局 - 農業協同組合、沖縄県：農林水産省 - 内閣府沖縄総合事務局 - 市町村 又は 農林水産省 - 内閣府沖縄総合事務局 - 農業協同組合、北海道：農林水産省 - 市町村 又は 農林水産省 - 農業協同組合
原則として農業協同組合を調査対象とし、市町村において情報を把握している場合は、農業協同組合に代えて、当該市町村を調査する。

【周期・期日】 （周期）2年（隔年）（実施期日）調査実施年の10月上旬～下旬

【調査事項】 1. 品目別・栽培方法（施設・露地）別の作付面積、2. 品目別・栽培方法別の収穫量、3. 品目別・栽培方法別の出荷量、4. 品目（一部品目を除く）別・栽培方法別の出荷量の内訳（生食用・加工用）

【調査票名】 2 - 地域特産野菜生産状況調査票（都道府県用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）都道府県 （属性）都道府県

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）47（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン・FAX・電話（記入）自計（把握時）調査実施年の前

年(1 ~ 1 2 月)に収穫されたもの。ただし、収穫が 2 か年にわたる場合は、調査実施年の前年における収穫量が多い場合にのみ、報告の対象とする。

(系統) 都府県 (沖縄県を除く。) : 農林水産省 - 地方農政局 - 都府県、沖縄県 : 農林水産省 - 内閣府沖縄総合事務局 - 沖縄県、北海道 : 農林水産省 - 北海道

原則として農業協同組合を調査対象とし、都道府県において情報を把握している場合は、農業協同組合に代えて、当該都道府県を調査する。

【 周期・期日 】 (周期) 2 年 (隔年) (実施期日) 調査実施年の 1 0 月上旬 ~ 下旬

【 調査事項 】 1 . 品目別・栽培方法 (施設・露地) 別の作付面積、 2 . 品目別・栽培方法別の収穫量、 3 . 品目別・栽培方法別の出荷量、 4 . 品目 (一部品目を除く) 別・栽培方法別の出荷量の内訳 (生食用・加工用)

【調査名】 障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査（平成25年承認）

【承認年月日】 平成25年10月16日

【実施機関】 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

【目的】 障害福祉サービス等報酬改定においては、福祉・介護職員の処遇改善の確保のために、障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業として行われてきた福祉・介護職員の処遇改善に向けた取組について、介護報酬改定と同様に処遇改善加算を創設し、また、介護保険サービスと比べた障害福祉サービスの特性を踏まえ、福祉・介護職員の処遇改善をより一層推し進めるために、処遇改善加算の要件を緩和した処遇改善特別加算を併せて創設し、報酬の中に組み込んだところである。今年度の本調査は、処遇改善加算等を含む平成24年度報酬改定が、着実に従事者の処遇改善に反映されているかを把握するとともに、報酬改定前後の年度活動収支の状況を把握し検証するものであり、次期報酬改定のための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査 調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（概況：平成26年2月、報告書：平成26年3月）

【調査票名】 1 - 障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査 調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位） （属性）以下のサービス等を提供する施設・事業所 1．障害者支援施設・障害福祉サービス（1）介護給付（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援）（2）訓練等給付（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助）（3）相談支援（計画相談支援、地域相談支援） 2．障害児入所施設・障害児通所支援（福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援）（抽出枠）平成25年4月1日現在の障害福祉サービス事業所等を都道府県に照会し作成した名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）17,746 / 106,621 （配布）郵送 （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）処遇改善の状況：平成24年度～平成25年9月、職員個人の処遇状況：平成24年9月及び平成25年9月、従事者の状況：平成24年9月末日及び平成25年9月末日現在、収支の状況：平成23年度及び平成24年度、障害福祉サービス等の提供状況：平成23年度及び平成24年度 （系統）厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）3年（ただし、平成25年度は周期外であるが臨時に実施）（実

施期日)平成25年10月下旬～11月中旬

【調査事項】 1. 処遇改善の状況、2. 平成24年4月の報酬改定を受けた対応状況、
3. 職員個人の処遇状況、4. 従事者の状況、5. 事業活動収支、6. 障害
福祉サービス等の提供状況

【調査名】 情報処理実態調査（平成25年承認）

【承認年月日】 平成25年10月18日

【実施機関】 経済産業省商務情報政策局情報経済課

【目的】 民間企業における情報処理の実態を把握し、IT施策の基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 昭和44年から毎年実施されている。

【調査の構成】 1 - 情報処理実態調査票

【公表】 HPにて公表（毎年、翌年7月）

【備考】 今回の変更は、母集団情報の変更、報告者数の産業別の配分の変更、報告を求める事項の変更である。

【調査票名】 1 - 情報処理実態調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業、事業団体 （属性）外国公務、国家公務、地方公務、分類不能の産業を除く全産業の企業又は事業団体で、資本金3000万円以上かつ総従業者50人以上の企業又は事業団体（抽出枠）総務省統計局の事業所母集団データベースを中心にしつつ、直近の情報処理実態調査名簿を補助に用いて、業態を製造業卸、小売業、その他の3区分に総従業者規模階級を50人～99人、100人～299人、300人～999人、1000人～の4階級にそれぞれ分け、この業態及び総従業者規模階級を層化基準として抽出する。

【調査方法】 （選定）層化無作為抽出（客体数）9,500/44,000（配布）郵送・オンライン（収集）回答：郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎年、調査実施年の3月31日現在（系統）経済産業省 - 民間調査機関 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1年（実施期日）毎年12月下旬

【調査事項】 1. 企業又は事業団体の概要、2. IT組織の状況、(1) 情報処理要員の状況、(2) CIOの選任状況、(3) IT投資効果の状況、(4) 経営におけるITの利活用状況、3. EC（電子商取引）の状況、(1) ECの実施基盤の利用状況、(2) ECの取引高、4. 情報処理関係支出等の状況(1) 情報処理関係支出の現状、(2) 業務領域別にみた情報システムの取り組み状況、5. 情報セキュリティの状況、(1) 情報セキュリティの現状、(2) 情報セキュリティの対策状況と対策費用、6. グラウンド・コンピューティングの利用状況、7. スマートフォンの業務利用の状況

【調査名】 平成26年空き家実態調査試験調査（平成25年承認）

【承認年月日】 平成25年10月25日

【実施機関】 国土交通省総合政策局情報政策課

【目的】 これまでの空き家実態調査は、良質な住宅ストックの形成や円滑な流通を支える住宅市場の環境整備に有効ストックとして重要な役割を持つ空き家の実態を把握することを目的としていた。一方、近年、戸建て住宅を中心に、空き家の管理不全による地域の防災性・防犯性の低下や居住環境の悪化などの外部不経済（空き家問題）が全国的に社会問題化している。このような状況を踏まえ、平成26年調査では、全国の空き家問題が発生している、または発生しつつある地域における戸建て住宅の空き家の実態を把握するため、前回までの調査から、対象住戸、対象地域、調査方法、調査事項及び集計方法の変更を計画している。平成26年空き家実態調査試験調査は、上記の変更計画についてその適否を実地に検証し、もって、平成26年調査の円滑かつ効率的な実施に資することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 外観調査票、2 - 住宅の利用実態等調査票

【公表】 インターネット

【備考】 今回の変更は、従前の調査計画のうち、調査事項の一部変更である。

【調査票名】 1 - 外観調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）所有者 （属性）全国の市区町村から、空き家問題が発生している、または発生しつつある地域として国土交通省に報告のあった地域内にある戸建て住宅の空き家の所有者（抽出枠）国勢調査区から調査区を都道府県別・市部郡別に無作為に抽出し、調査区内を調査員が回り選定する。空き家問題が発生している、または発生しつつある地域について、1市区町村につき最大5地区を国土交通省へ報告することを求め、その情報を母集団情報（本調査では、577市区町村から該当地区として報告のあった1947地区）とし、各地区の存する市区町村規模、地区の属性を勘案して25地区を調査区として抽出する。

【調査方法】 （選定）有意抽出（客体数）1,200/94,500（配布）調査員（収集）調査員（記入）他計（把握時）平成25年12月1日（系統）国土交通省 民間事業者 統計調査員 報告者

【周期・期日】（周期）1回限り（実施期日）平成25年11月～平成26年1月

【調査事項】 1. 空き家判定理由、2. 空き家所有者特定方法、3. 最寄鉄道駅からの距離、4. 最寄鉄道駅までの所要時間、5. 用途地域、6. 空き家類型、7. 腐朽・破損の状態、8. 住戸の種類、9. 構造、10. 地上階数、11. 居住室の日照、12. 敷地に接している道路の幅員、13. 敷地の管理状況、

14. 駐車場の有無、15. 空き家から見た所有者住所の立地

【調査票名】 2 - 住宅の利用実態等調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)所有者 (属性)国勢調査区から調査区を都道府県別・市部郡別に無作為に抽出し、調査区内を調査員が回り選定する。空き家問題が発生している、または発生しつつある地域について、1市区町村につき最大5地区を国土交通省へ報告することを求め、その情報を母集団情報(本調査では、577市区町村から該当地区として報告のあった1947地区)とし、各地区の存する市区町村規模、地区の属性を勘案して25地区を調査区として抽出する。(抽出枠)国勢調査区から調査区を都道府県別・市部郡別に無作為に抽出し、調査区内を調査員が回り選定する。空き家問題が発生している、または発生しつつある地域について、1市区町村につき最大5地区を国土交通省へ報告することを求め、その情報を母集団情報(本調査では、577市区町村から該当地区として報告のあった1947地区)とし、各地区の存する市区町村規模、地区の属性を勘案して25地区を調査区として抽出する。

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)1,200/94,500 (配布)調査員、郵送 (収集)調査員、郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年12月1日 (系統)国土交通省 民間事業者 統計調査員 報告者

【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成25年11月~平成26年1月

【調査事項】 1.住宅の所有者について、2.住宅の利用状況について、3.住宅の建築時期などについて、4.居住の経緯などについて、5.住宅の管理について、6.住宅の賃貸・売却について、7.今後の住宅の利用について、8.住宅のリフォーム・建て替えについて、9.所有者の年齢などについて

【調査名】 水産物流通調査（平成25年承認）

【承認年月日】 平成25年10月28日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室、水産庁漁政部加工流通課

【目的】 産地水産物用途別出荷量調査票：全国の主要漁港における主要水産物の用途別出荷量等を調査し、水産物の需給計画、流通施設の改善等を推進するための資料とすることを目的に実施する。冷蔵水産物在庫量調査票：全国の冷凍・冷蔵工場における水産物の入出庫量、在庫量等を調査し、水産物の在庫の動向を明らかにして、水産物の需給計画、価格安定対策等を推進するための資料とすることを目的とする。水産加工（陸上）調査票：全国の陸上加工経営体における水産加工品の生産量を調査し、水産加工品の生産動向を明らかにして、水産加工業振興対策等のための資料とすることを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和31年から実施。平成18年分の調査から、水産加工（陸上）調査票を標本調査化。平成19年分の調査から、産地水揚量・価格調査（年間）調査票の調査周期を変更。平成19年分の調査から、産地水産物流通形態別調査票及び消費地月別品目調査票を廃止。平成21年分の調査から、産地水産物用途別出荷量調査票及び冷蔵水産物在庫量調査票を統計部から水産庁に移管。平成21年分の調査から、産地水揚量・価格に係る調査については、統計調査に該当しない調査として整理。平成24年分の調査から、水産加工（陸上）調査票について、漁業センサス実施年度の調査を休止。

【調査の構成】 1 - 産地水産物用途別出荷量調査票 2 - 冷蔵水産物在庫量調査票 3 - 水産加工（陸上）調査票

【公表】 水産加工（陸上）調査票：印刷物及びホームページ（概要：調査実施年の5月上旬、詳細：調査実施年の翌年3月末）、産地水産物用途別出荷量調査票：印刷物及びホームページ（概要：調査実施年の5月末日、詳細：調査実施年の12月末日）、冷蔵水産物在庫量調査票：印刷物及びホームページ（月報：調査実施月の翌月の末日、年報：調査実施年の翌年12月末日）

【調査票名】 1 - 産地水産物用途別出荷量調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）卸売業者、漁業協同組合及び仲卸業者 （抽出枠）直近の漁業センサス漁業地区名簿

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）32 / 2,177 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年の前年の1年間（1月1日～12月31日） （系統）農林水産省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）2月下旬～3月下旬

【調査事項】 用途別出荷量

【調査票名】 2 - 冷蔵水産物在庫量調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)冷凍・冷蔵工場 (抽出枠)直近の漁業センサス

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)527/5,870 (配布)郵送 (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)月末在庫量:調査実施月の前々月末現在、月間入出庫量:調査実施月の前月の1か月間(1日~末日) (系統)農林水産省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)調査実施月の上旬~調査実施月の20日

【調査事項】 品目別月末在庫量、月間入出庫量

【調査票名】 3 - 水産加工(陸上)調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)水産加工品を生産する陸上加工経営体(加工場又は施設を持たない漁家を除く。) (抽出枠)直近の漁業センサス

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)3,534/10,097 (配布)郵送・調査員 (収集)郵送・調査員・FAX・オンライン (記入)併用 (把握時)調査年の前年の1年間(1月1日~12月31日。ただし、漁業センサス実施年度は、本調査を実施しない。) (系統)農林水産本省 - 地方農政局等 - 地域センター - 調査員 - 報告者、農林水産本省 - 地方農政局等 - 地域センター - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)調査員調査:調査年の1月上旬~2月下旬、往復郵送調査:調査年の1月上旬~2月下旬

【調査事項】 加工種類別品目別生産量

届出統計調査の受理

(1) 新規

【調査名】 浦和美園～岩槻地域移動実態調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月3日

【実施機関】 さいたま市政策局東部地域・鉄道戦略室

【目的】 本調査は、地下鉄7号線延伸計画策定のための基礎資料を得るため、同線延伸線沿線地域である浦和美園～岩槻間における居住者を対象として交通移動実態を把握することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 浦和美園～岩槻地域移動実態調査票

【調査票名】 1 - 浦和美園～岩槻地域移動実態調査票

【調査対象】 （地域）さいたま市の見沼区の一部、緑区の一部、岩槻区の一部（単位）世帯（属性）高速鉄道東京7号線沿線及び延伸線沿線地域に居住する者（抽出枠）さいたま市の町名別人口・世帯（平成25年4月1日時点）

【調査方法】 （選定）全数（客体数）75,000（配布）調査員、郵送（取集）郵送（記入）自計（把握時）平成25年10月下旬～平成25年11月上旬のうち2日（系統）さいたま市 民間事業者 報告者

【周期・期日】（周期）1回限り（実施期日）平成25年11月上旬～11月中旬

【調査事項】 1．移動者の発着地、2．交通手段、3．移動目的、4．個人属性等

【調査名】 県民の健康に関するアンケート（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月4日

【実施機関】 埼玉県 保健医療部 健康長寿課

【目的】 本調査は、埼玉県の健康増進計画である埼玉県健康長寿計画及び埼玉県食育推進計画の推進状況を把握するのに必要な基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 県民の健康に関するアンケート 調査票

【調査票名】 1 - 県民の健康に関するアンケート 調査票

【調査対象】 （地域）埼玉県全域 （単位）個人 （属性）11月1日現在20歳以上の男女（抽出枠）厚生労働省が毎年実施する、「国民健康・栄養調査」の対象となる単位区内の世帯及び世帯員（調査年の「国民生活基礎調査」において設定された単位区から、層化無作為抽出した単位区内の世帯及び世帯員）

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）481 / 6,000,000 （配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）毎年11月1日現在（系統）埼玉県 - 調査員（保健所） - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年11月1日～30日

【調査事項】 1. 食事の状況、2. 「食育」に対する関心、3. 「食事バランスガイド」に対する理解度、4. 歯科検診の受診歴、5. 「食べ方」に対する関心、6. 飲酒の頻度・量、7. ロコモティブシンドロームの認知度、8. 睡眠による休養の状況、9. COPDの認知度

【調査名】 平成25年度岡山いきいき子どもプランに係る県民意識調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月4日

【実施機関】 岡山県保健福祉部子ども未来課

【目的】 本調査は、平成27年度からの子育て支援の指針となる新たな岡山いきいき子どもプランの策定に当たり、子育ての現状や意識などを収集、分析して基礎調査とするための調査を目的とする。

【調査の構成】 1 - 一般調査 2 - 保護者調査

【調査票名】 1 - 一般調査票

【調査対象】 （地域）岡山県全域 （単位）個人 （属性）20歳から49歳までの男女

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,500 / 686,858 （配布）オンライン （収集）オンライン （記入）自計 （把握時）平成26年1月 （系統）岡山県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成26年1月

【調査事項】 子育ての現状や意識

【調査票名】 2 - 保護者調査票

【調査対象】 （地域）岡山県全域 （単位）個人 （属性）保育所、幼稚園及び小学校3年生までの児童の保護者

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,500 / 105,020 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成26年1月 （系統）岡山県 - 民間事業者 - 保育所、幼稚園及び小学校 - 報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成26年1月

【調査事項】 子育ての現状や意識

【調査名】 川崎市介護労働者の就業実態と就業意識調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月4日

【実施機関】 川崎市 健康福祉局 長寿社会部 高齢者事業推進課

【目的】 本調査は、川崎市の介護保険事業所で働く介護労働者の実態を把握し、今後の介護人材の確保・定着に向けた施策を実施するにあたり、必要な資料を得ることを目的として実施するものである。

【調査の構成】 1 - 川崎市介護労働者の就業実態と就業意識調査 調査票

【調査票名】 1 - 川崎市介護労働者の就業実態と就業意識調査 調査票

【調査対象】 （地域）川崎市全域 （単位）個人 （属性）介護保険サービス事業に関わる事業所の職員（抽出枠）かながわ福祉情報コミュニティに登録されている介護保険サービス事業の事業所長が当該事業所の職員の中から主任又はリーダー職以上の職員及び一般職員をそれぞれ1名ずつ任意に選定する。

【調査方法】 （選定）有意抽出（客体数）3,200 / 12000 3200 / 12,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成25年10月1日（系統）川崎市 - 民間事業者 - 事業所 - 報告者

【周期・期日】（周期）不定期（実施期日）10月25日から11月25日まで

【調査事項】 1.現在の仕事について、2.労働条件及び労働日・労働時間等について、3.賃金等について、4.能力開発について、5.仕事についての考え方、6.働く上での悩み、不安、不満等について、7.市の施策について、8.法人、事業所について、9.あなた自身について

【調査名】 母子保健に関する意識調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月4日

【実施機関】 京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課

【目的】 本調査は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画に位置付けている「京都市未来子どもプラン」の次期計画及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定に当たり、子ども・子育て支援施策に係る市民の利用状況や利用希望等を把握することにより、計画策定のための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 京都市 母子保健に関する意識調査（乳幼児の母親） 調査票

【調査票名】 1 - 京都市 母子保健に関する意識調査（乳幼児の母親） 調査票

【調査対象】 （地域）京都市全域 （単位）個人 （属性）乳幼児健診受診の子どもがいる母親（抽出枠）4か月、8か月、1歳6か月、3歳時健診時に健診乳幼児の保護者へ直接依頼。

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）5,000 （配布）手渡し郵送回答（取集）手渡し郵送回答（記入）自計（把握時）平成25年8月1日（系統）京都市 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年（実施期日）平成25年8月15日～9月27日

【調査事項】 1.年齢区分、居住地域、健診受診者が第何子、2.就労状況、3.不妊・妊娠の悩み・相談先、妊娠中の行政サービス等の利用状況や希望の意識、4.里帰り出産の状況と産後サービスの利用希望、5.子育ての悩み・相談先、父親の育児参加の状況及び意識、6.飲酒・喫煙の状況及び意識、7.食生活について状況及び意識、8.歯と口に対する状況と意識、9.少子化対策に係る制度の効果に対する意識、10.その他子育てに関すること

【調査名】 思春期に関する意識調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月4日

【実施機関】 京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課

【目的】 本調査は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画に位置付けている「京都市未来子どもプラン」の次期計画及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定に当たり、子ども・子育て支援施策に係る市民の利用状況や利用希望等を把握することにより、計画策定のための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 思春期に関する意識調査（13歳以上20歳未満の市民） 調査票

【調査票名】 1 - 思春期に関する意識調査（13歳以上20歳未満の市民） 調査票

【調査対象】 （地域）京都市全域 （単位）個人 （属性）13歳以上20歳未満の市民（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）5,000/89,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成25年8月1日（系統）京都市 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成25年8月15日～9月4日

【調査事項】 1. 居住地域、性別、年齢、2. 就学・就労状況、家族環境、3. 生活のリズムや自身の健康への意識、4. 食事の状況や食生活の意識、5. 歯と口に対する状況と意識、6. 体格の状況と意識、7. 家族との関係、保護者理解の意識、8. 心の悩み・状況・相談先、友人状況、9. 乱用される危険のある薬物・性に関する状況と意識、10. 将来・健康に関する意識、11. その他意識に関すること

【調査票名】 2 - 妊娠・出産・育児に関する調査 調査票

【調査対象】 （地域）千葉県全域（単位）個人（属性）1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査の対象児を持つ母親（抽出枠）公立・私立高校名簿

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）3,500/109,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査票記入日現在（系統）配布：千葉県 - 民間事業者 - 市町村 - 報告者、回収：千葉県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）7年（実施期日）平成24年10月1日～31日

【調査事項】 1. 生活背景、2. 第1子の妊娠、3. 第1子の出産、4. 育児、5. 子どもの健康管理

【調査名】 歯周病と糖尿病との医科歯科連携に関する調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月7日

【実施機関】 愛知県健康福祉部健康担当局健康対策課

【目的】 本調査は、愛知県で、平成20年度から開始された特定健診・特定保健指導の効果を上げるために、不特定多数の成人が歯科治療に訪れる歯科診療所において歯科医師の立場からの情報提供が有効であると考え、歯周病と糖尿病との医科歯科連携体制を構築する事業を平成20年度から開始しており、その連携状況と医科歯科連携を実施している歯科診療所の状況について、県民に情報提供するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 歯周病と糖尿病との医科歯科連携に関する調査 調査票

【調査票名】 1 - 歯周病と糖尿病との医科歯科連携に関する調査 調査票

【調査対象】 （地域）愛知県全域 （単位）個人 （属性）一般社団法人愛知県歯科医師会に入会していない歯科診療所の長 （抽出枠）病院名簿，歯科診療所リスト

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）435 / 3,720 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成24年11月18日（連携の実績の場合：平成23年度および平成24年度の1年間） （系統）愛知県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成25年11月18日～平成25年12月13日

【調査事項】 1．歯周検査の実施状況、2．歯周治療の実施状況、3．歯周病治療時のレントゲン撮影の状況、4．糖尿病に関連する研修会の受講状況、5．問診項目、6．医療機関との連携体制確保の有無等

【調査名】 こころとからだの健康調査 二次調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月9日

【実施機関】 東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課

【目的】 本調査は、急激な高齢化率の上昇を踏まえ、高齢化に伴う認知症の生活実態および認知症に関する意識を把握し、認知症の理解を深め、認知症の早期発見、早期受診につながるための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - こころとからだの健康調査 二次調査 調査票

【調査票名】 1 - こころとからだの健康調査 二次調査 調査票

【調査対象】（地域）東京都町田市三輪緑山1～4丁目、真光寺1～3丁目、真光寺町、能ヶ谷1～7丁目、広袴1～4丁目、広袴町、境川団地（木曾東2丁目、木曾東3丁目の一部）（単位）個人（属性）65歳以上の男女（抽出枠）住民基本台帳より、平成25年3月31日現在で65歳以上の男女（ただし、介護保険施設及び認知症対応型共同生活介護施設入居者を除く。）

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）3,000/7,682（配布）調査員・聞き取り（収集）調査員・聞き取り（記入）他計（把握時）平成25年11月7日（系統）東京都 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）1回限り（実施期日）平成25年11月5日～平成25年12月20日

【調査事項】 1．回答者の属性、2．身体状況、3．既往歴、4．服薬内容、5．認知機能・身体の様子

【調査名】 高齢者の生活・介護等に関する県民調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月15日

【実施機関】 奈良県健康福祉部長寿社会課

【目的】 本調査は、平成26年度策定予定の「奈良県高齢者福祉計画及び第6期奈良県介護保険事業支援計画」及び高齢者が住み慣れた自宅で安心して暮らし続けることのできる「地域包括ケアシステム」構築の検討のための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 高齢者の生活・介護等に関する県調査 調査票（若年者用）2 - 高齢者の生活・介護等に関する県調査 調査票（65歳以上の介護を要しない高齢者用）3 - 高齢者の生活・介護等に関する県調査 調査票（要介護高齢者とその家族介護者用）4 - 高齢者の生活・介護等に関する県調査 調査票（施設入所者用）5 - 高齢者の生活・介護等に関する県調査 調査票（介護サービス事業所用）6 - 高齢者の生活・介護等に関する県調査 調査票（介護サービス従事者用）7 - 高齢者の生活・介護等に関する県調査 調査票（医療関係従事者用）8 - 高齢者の生活・介護等に関する県調査 調査票（民生委員用）9 - 高齢者の生活・介護等に関する県調査 調査票（市町村・地域包括支援センター用）

【調査票名】 1 - 高齢者の生活・介護等に関する県調査 調査票（若年者用）

【調査対象】 （地域）奈良県全域 （単位）個人 （属性）若年者（40歳以上65歳未満） （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,368 / 484,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年10月1日 （系統）奈良県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成25年10月上旬～10月31日

【調査事項】 1.心身の状況について、2.健康づくり、健康管理について、3.日常生活について、4.日常の楽しみや生きがいについて、5.地域とのかかわりについて、6.安全・安心について、7.介護保険や介護について 等

【調査票名】 2 - 高齢者の生活・介護等に関する県調査 調査票（65歳以上の介護を要しない高齢者用）

【調査対象】 （地域）奈良県全域 （単位）個人 （属性）65歳以上の介護を要しない高齢者 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,882 / 290,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年10月1日 （系統）奈良県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成25年10月上旬～10月31日

【調査事項】 1.心身の状況について、2.健康づくり、健康管理について、3.日常生活について、4.日常の楽しみや生きがいについて、5.地域とのかかわりについて、6.安全・安心について、7.介護保険や介護について 等

【調査票名】 3 - 高齢者の生活・介護等に関する県調査 調査票(要介護高齢者とその家族介護者用)

【調査対象】 (地域)奈良県全域 (単位)個人 (属性)要介護高齢者とその家族介護者 (抽出枠)介護保険給付台帳

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1,748/60,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年10月1日 (系統)奈良県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成25年10月上旬～10月31日

【調査事項】 1.心身の状況について、2.健康づくり、健康管理について、3.日常生活について、4.日常の楽しみや生きがいについて、5.安全・安心について、6.介護サービスの利用状況について、7.今後希望する介護について、8.介護者に対する質問 等

【調査票名】 4 - 高齢者の生活・介護等に関する県調査 調査票(施設入所者用)

【調査対象】 (地域)奈良県全域 (単位)個人 (属性)施設入所者 (抽出枠)介護保険給付台帳

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)742/10,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年10月1日 (系統)奈良県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成25年10月上旬～10月31日

【調査事項】 1.心身の状況について、2.日常の楽しみや生きがいについて、3.安全・安心について、4.入所時の状況や満足度について、5.家族に対する質問 等

【調査票名】 5 - 高齢者の生活・介護等に関する県調査 調査票(介護サービス事業所用)

【調査対象】 (地域)奈良県全域 (単位)事業所 (属性)介護サービス事業所 (抽出枠)奈良県内の介護サービス事業所リスト

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)2,579 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年10月1日 (系統)奈良県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成25年10月上旬～10月31日

【調査事項】 1.経営に関すること、2.人材確保に関すること、3.サービスの質の確保について、4.医療ニーズへの対応について、5.個室化、ユニットケアの対応状況について、6.地域包括ケア推進体制について 等

【調査票名】 6 - 高齢者の生活・介護等に関する県調査 調査票(介護サービス従事者用)

【調査対象】 (地域)奈良県全域 (単位)個人 (属性)介護サービス従事者 (抽出枠)奈良県内で介護保険サービスを提供する事業所に従事する人

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)5,755/20,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年10月1日 (系統)奈良県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成25年10月上旬～10月31日

【調査事項】 1.現在の仕事の状況について、2.介護の仕事への就労について、3.地域包括ケア推進体制について 等

【調査票名】 7 - 高齢者の生活・介護等に関する県調査 調査票(医療関係従事者用)

【調査対象】 (地域)奈良県全域 (単位)個人 (属性)医療関係従事者 (抽出枠)奈良県内の診療所リスト

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)1,069 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年10月1日 (系統)奈良県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成25年10月上旬～10月31日

【調査事項】 1.在宅医療の実施状況について、2.認知症患者への対応状況について、3.介護保険に係る事業の実施状況について、4.地域包括ケア推進体制について 等

【調査票名】 8 - 高齢者の生活・介護等に関する県調査 調査票(民生委員用)

【調査対象】 (地域)奈良県全域 (単位)個人 (属性)民生委員 (抽出枠)民生委員名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)421/2,709 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年10月1日 (系統)奈良県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成25年10月上旬～10月31日

【調査事項】 1.高齢者支援活動の実態について、2.地域福祉の現状について、3.地域包括ケア推進体制について 等

【調査票名】 9 - 高齢者の生活・介護等に関する県調査 調査票（市町村・地域包括支援センター用）

【調査対象】 （地域）奈良県全域 （単位）保健・医療施設 （属性）市町村・地域包括支援センター （抽出枠）奈良県内 市町村（39市町村）・地域包括支援センター（62か所）

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）101 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年10月1日 （系統）奈良県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成25年10月上旬～10月31日

【調査事項】 1. 高齢者の支援の実施状況について、2. 介護予防事業の実施状況について、3. 地域包括ケア推進体制の状況について 等

【調査名】 廃プラスチック類の排出状況調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月15日

【実施機関】 札幌市環境局環境事業部事業廃棄物課

【目的】 本調査は、札幌市内の民営事業所について「産業廃棄物の廃プラスチック類の排出状況」に関する実態を調査することにより、現状把握を行い、今後の廃プラスチック類のリサイクル推進施策に活用していくことを目的とする。

【調査の構成】 1 - 廃プラスチック類の排出状況調査票

【調査票名】 1 - 廃プラスチック類の排出状況調査票

【調査対象】 （地域）札幌全市 （単位）事業所 （属性）民営事業所 （抽出枠）24年次フレーム(速報版)の情報をうい、日本標準産業分類大分類の製造業、医療・福祉、卸売・小売業、建設業、サービス業（中分類の自動車整備業に限る。）の中から、従業員数100名以上は全数抽出、30～100名未満は100名以上の事業者数を除いた数の70%、1～30名未満は100名以上の事業者数を除いた数の30%を、民営事業所から選定する。

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）1,300/80,000 （配布）調査員・郵送 （収集）調査員・郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年10月1日現在 （系統）札幌市 民間事業者 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成25年11月1日～12月1日

【調査事項】 1. 調査票の郵送及び回収、2. 調査票の記入方法及び廃プラスチック類に関する問合せ対応、3. 調査票未提出事業所に対する催促、4. 返送された調査票の集計

【調査名】 若者の意識・生活実態調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月15日

【実施機関】 名古屋市子ども青少年局子ども未来課

【目的】 本調査は、なごや子ども条例に基づく「子どもに関する総合計画」策定の基礎資料の収集を目的とする。

【調査の構成】 1 - 若者の意識・生活実態調査 調査票

【調査票名】 1 - 若者の意識・生活実態調査 調査票

【調査対象】 （地域）名古屋市全域 （単位）個人 （属性）平成25年の4月1日現在 18歳～39歳の者 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）10,000 / 626,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年11月1日現在 （系統）名古屋市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成25年11月1日～11月22日

【調査事項】 1.生活のことについて、2.子どもの頃の状況について、3.考え方について など

【調査名】 大分県中心市街地等消費者買物動向調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月16日

【実施機関】 大分県商工労働部商業・サービス業振興課

【目的】 本調査は、大分県下の消費ニーズ及び買物動向の実態を調査し、各地域の商圈構造の推移明らかにすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 大分県中心市街地等消費者買物動向調査票

【調査票名】 1 - 大分県中心市街地等消費者買物動向調査票

【調査対象】 （地域）県内全域 （単位）個人 （属性）県内に居住している20歳以上の女性 （抽出枠）県内の合併後の市町村別に、商工会議所・商工会へサンプル選定を依頼。自治会員名簿、会員企業リスト等を利用し、報告者を年齢別に層化有意抽出をする。

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）3,000 / 530,000 （配布）調査員 （収集）調査員・郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年11月11日現在 （系統）配布：大分県 - 商工会議所・商工会 - 報告者、回収：報告者 - 大分県

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成25年11月11日～11月30日

【調査事項】 1 . 報告者の属性、2 . 商品別買物の買物場所、3 . 商品の情報収集方法、4 . 買物をする時間帯、5 . 商店街に行く頻度、6 . 通販・インターネット等無店舗販売の利用状況、7 . 県外での買物状況

【調査名】 新潟市子ども・子育て支援ニーズ調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月18日

【実施機関】 新潟市福祉部こども未来課

【目的】 本調査は、子ども・子育て支援事業に関する住民の利用意向を把握し、「子ども・子育て支援法」に規定される市町村子ども・子育て支援事業計画の策定や、そのほか子ども・子育て支援新制度のもとでの施策充実を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 就学前児童保護者用調査票 2 - 小学生保護者用調査票

【調査票名】 1 - 就学前児童保護者用調査票

【調査対象】 （地域）新潟市全域 （単位）個人 （属性）就学前児童の保護者（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）6,000 / 39,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査票記入日現在 （系統）新潟市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成25年10月29日～11月15日

【調査事項】 1. 居住地区、2. 子どもと家族の状況、3. 両親の就労状況、4. 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況、5. 土曜・休日や長期休業中の定期的な教育・保育事業の利用希望、6. 子どもが病気やケガの際の対応、7. 不定期的な教育・保育事業や宿泊を伴う預かり事業の利用希望、8. 地域子育て支援拠点事業等の利用、9. 小学校就学後の過ごし方、10. 育児休業等の取得状況、11. 子育てについて感じることや市への要望（意識等に関する項目）

【調査票名】 2 - 小学生保護者用調査票

【調査対象】 （地域）新潟市全域 （単位）個人 （属性）小学生の保護者（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）6,000 / 41,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査票記入日現在 （系統）新潟市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成25年10月29日～11月15日

【調査事項】 1. 居住地区、2. 子どもと家族の状況、3. 両親の就労状況、4. 放課後の過ごし方、5. 子どもが病気やケガの際の対応、6. 宿泊を伴う預かり事業の利用希望、7. 子育てについて感じることや市への要望（意識等に関

する項目)

【調査名】 「石川の文化」に関する県民意識調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月21日

【実施機関】 石川県県民文化局文化振興課

【目的】 本調査は、文化に関する石川県民の意識を把握するとともに、今後の文化振興のための施策の検討、石川県文化振興条例（仮称）の策定及び石川県文化振興指針の見直しの基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 「石川の文化」に関する県民意識調査 調査票

【調査票名】 1 - 「石川の文化」に関する県民意識調査 調査票

【調査対象】 （地域）石川県全域 （単位）個人 （属性）満20歳以上の男女（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）2,500/950,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査票記入時点（10月下旬～11月上旬）（系統）石川県 - 民間業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）10月下旬～11月上旬（2週間程度）

【調査事項】 1. 「石川の文化」に関する認識・イメージ、2. 県民の文化活動の現状、3. 文化情報の入手について、4. 文化施設の利用について、5. 石川らしい文化を継承・発展させるための連携・協働について、6. その他

【調査票名】 2 - 埼玉会館に関する意識調査 アンケート票

【調査対象】 （地域）県立文化施設の最寄り駅（浦和）（単位）個人（属性）15歳以上の通行者

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）300/79,376（配布）調査員（収集）調査員（記入）他計（把握時）調査票記入日現在（系統）埼玉県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）一回限り（実施期日）平成23年12月中旬～24年2月中旬

【調査事項】 1. 属性（性別、年齢区分）、2. 居住地域（県内4地域、都内、その他県外の別）、3. 各会館の認知度（1）利用、来場の状況（回数、目的、自宅からの所要時間・交通手段ほか）（2）飲食やショッピングの状況、4. 会館についての満足度、5. 利用したことがない理由、6. 会館に対する要望、7. 芸術鑑賞への興味・関心度、8. 利用したことがある劇場・施設

【調査票名】 3 - 熊谷会館に関する意識調査 アンケート票

【調査対象】 （地域）県立文化施設の最寄り駅（熊谷）（単位）個人（属性）15歳以上の通行者

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)300/36,898 (配布)調査員
(収集)調査員 (記入)他計 (把握時)調査票記入日現在 (系統)埼
玉県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)一回限り (実施期日)平成23年12月中旬～24年2月中
旬

【調査事項】 1.属性(性別、年齢区分)、2.居住地域(県内4地域、都内、その他
県外の別)、3.各会館の認知度(1)利用、来場の状況(回数、目的、自
宅からの所要時間・交通手段ほか)(2)飲食やショッピングの状況、4.
会館についての満足度、5.利用したことがない理由、6.会館に対する要
望、7.芸術鑑賞への興味・関心度、8.利用したことがある劇場・施設

【調査票名】 4 - 県内の県立文化施設に関する意識調査 アンケート票

【調査対象】 (地域)県内8駅(大宮・川口・川越・春日部・越谷・所沢・深谷・西武
秩父)の各周辺区域 (単位)個人 (属性)15歳以上の通行者

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)2,400/620,026 (配布)
調査員 (収集)調査員 (記入)他計 (把握時)調査票記入日現在 (系
統)埼玉県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)一回限り (実施期日)平成23年12月中旬～24年2月中
旬

【調査事項】 1.属性(性別、年齢区分)、2.居住地域(県内4地域、都内、その他
県外の別)、3.県立文化施設(芸術劇場・埼玉会館・熊谷会館の3館)の
認知度、4.芸術劇場の認知度(1)認知している場合、その内容、(2)
利用、来場の状況(回数、目的)、5.利用したことがない理由、6.劇場
に対する印象・思い・要望、7.埼玉会館の認知度(利用、来場の状況(回
数))、8.熊谷会館の認知度(利用、来場の状況(回数))、9.芸術鑑賞へ
の興味・関心度、10.利用したことがある劇場・施設

【調査名】 住生活総合調査拡大調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月21日

【実施機関】 新潟市建築部住環境政策課

【目的】 本調査は、国土交通省及び新潟県が行う住生活総合調査で把握しない、居住環境を含めた住生活全般に関する実態や居住者の意向・満足度等に係る新潟市の特徴的事項について把握し、今後の住生活政策立案の基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 住生活総合調査拡大調査 調査票

【調査票名】 1 - 住生活総合調査拡大調査 調査票

【調査対象】 （地域）新潟市全域 （単位）世帯 （属性）普通世帯 （抽出枠）平成22年国勢調査の一般世帯

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,200 / 310,000 （配布）調査員 （収集）調査員・郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年12月1日現在 （系統）新潟市 - 統計調査員 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成25年11月21日～平成25年12月15日（予定）

【調査事項】 1.「まちなか」居住について、2.住宅相談について、3.高齢期における住まい方について

【調査名】 子育て支援に関するニーズ調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月22日

【実施機関】 浜松市 こども家庭部 次世代育成課

【目的】 本調査は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他同法に基づく業務の円滑な実施に関する計画を「浜松市子ども・子育て支援事業計画」として策定する上で、教育・保育及び子ども・子育て支援事業に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 子育て支援に関するニーズ調査 調査票（就学前児童保護者用）

2 - 子育て支援に関するニーズ調査 調査票（小学生保護者用）

【調査票名】 1 - 子育て支援に関するニーズ調査 調査票（就学前児童保護者用）

【調査対象】 （地域）浜松市全域 （単位）個人 （属性）0歳～5歳の児童の保護者（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000 / 44,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年10月1日 （系統）浜松市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成25年10月3日～平成25年10月16日

【調査事項】 1. 児童や家族の状況、2. 保護者の就労状況、3. 教育・保育及び子ども・子育て支援事業の利用状況、4. 教育・保育及び子ども・子育て支援事業の利用希望、5. 職場の（仕事と家庭の）両立支援制度の認知・利用状況

【調査票名】 2 - 子育て支援に関するニーズ調査 調査票（小学生保護者用）

【調査対象】 （地域）浜松市全域 （単位）個人 （属性）6歳～9歳の児童の保護者（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,000 / 30,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年10月1日 （系統）浜松市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成25年10月3日～平成25年10月16日

【調査事項】 1. 児童や家族の状況、2. 保護者の就労状況、3. 児童の放課後の過ごし方、4. 放課後児童会の利用状況、5. 放課後児童会の利用希望

【調査名】 第三次堺市一般廃棄物処理基本計画策定における事業所意識調査
(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年10月24日

【実施機関】 堺市環境局環境事業部廃棄物政策課

【目的】 市内事業所のごみ処理状況やごみ行政への要望等を把握し、第三次堺市一般廃棄物処理基本計画策定の基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 第三次堺市一般廃棄物処理基本計画策定における事業所意識調査票

【調査票名】 1 - 第三次堺市一般廃棄物処理基本計画策定における事業所意識調査票

【調査対象】 (地域)堺市全域 (単位)事業所 (属性)堺市内民間事業所 (抽出
枠)1.従業者30人以上の事業所から1000件、従業者30人未満の事
業所から1000件を調査対象事業所とする。2.総務省が管理する事業所
母集団データベースの母集団情報の産業大分類別事業所数比率に基づき、調
査対象事業所数を按分により算出する。3.産業大分類ごとに調査対象事業
所数に達するまで、無作為で調査対象事業所を抽出する。

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)2,000/32,200 (配布)郵送
(収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年12月1日から平成2
5年12月31日 (系統)堺市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成25年12月1日から平成25年
12月31日(予定)

【調査事項】 1.ごみの排出と処理・リサイクル状況について、2.ごみ減量、リサイ
クルについて、3.市のごみ行政について

【調査名】 第三次堺市一般廃棄物処理基本計画策定における市民意識調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月24日

【実施機関】 堺市環境局環境事業部廃棄物政策課

【目的】 本調査は、市民のごみ処理状況やごみ行政への要望等を把握し、第三次堺市一般廃棄物処理基本計画策定の基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 第三次堺市一般廃棄物処理基本計画策定における市民意識調査票

【調査票名】 1 - 第三次堺市一般廃棄物処理基本計画策定における市民意識調査票

【調査対象】 （地域）堺市全域 （単位）市民 （属性）堺市民 （抽出枠）住民基本台帳に登録されている20歳以上の市民の区域別人口、性別比を考慮して、調査対象者数を決定した上で、規定数に達するまで無作為で抽出する。

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,000 / 690,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年12月1日から平成25年12月31日 （系統）堺市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成25年12月1日から平成25年12月31日（予定）

【調査事項】 1. ごみの排出と処理・リサイクルへの取り組みについて、2. 市の取り組み状況について、3. ごみ処理について

【調査名】 放課後児童クラブの利用希望調査(未就学児童のいる世帯)(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年10月24日

【実施機関】 岡山市 岡山っ子育成局 こども企画総務課

【目的】 本調査は、平成27年4月1日からの、放課後児童クラブ対象児童拡大(小学3年生まで6年生まで)や潜在的な放課後児童クラブに対する今後のニーズを見込むため、調査を行うことを目的とする。

【調査の構成】 1 - 放課後児童クラブのニーズ調査 調査票(新小学1年生用)

【調査票名】 1 - 放課後児童クラブのニーズ調査 調査票(新小学1年生用)

【調査対象】 (地域)岡山市全域 (単位)世帯 (属性)未就学児童のうち新小学1年生(2007年4月2日~2008年4月1日生まれ)のいる世帯 (抽出枠)住民基本台帳

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)985/6,129 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査票記入日現在 (系統)岡山市 - 報告者

【周期・期日】 (周期)一回限り (実施期日)平成25年11月11日

【調査事項】 1. 保護者の就労状況について、2. お子さんの放課後の状況について、3. 放課後児童クラブの利用について

【調査名】 放課後児童クラブの利用希望調査(小学生のいる世帯)(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年10月24日

【実施機関】 岡山市 岡山っ子育成局 こども企画総務課

【目的】 本調査は、平成27年4月1日からの、放課後児童クラブ対象児童拡大(小学3年生まで6年生まで)や潜在的な放課後児童クラブに対する今後のニーズ量を見込むため、調査を行うことを目的とする。

【調査の構成】 1 - 放課後児童クラブのニーズ調査 調査票(小学1年生~3年生用)
2 - 放課後児童クラブのニーズ調査 調査票(小学4年生~6年生用)

【調査票名】 1 - 放課後児童クラブのニーズ調査 調査票(小学1年生~3年生用)

【調査対象】 (地域)岡山市全域 (単位)世帯 (属性)小学1年生~3年生のいる世帯 (抽出枠)住民基本台帳

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)2,716/18,572 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査票記入日現在 (系統)岡山市 - 報告者

【周期・期日】 (周期)一回限り (実施期日)平成25年10月15日~平成25年10月21日

【調査事項】 1. 保護者の就労状況について、2. お子さんの放課後の状況について、3. 放課後児童クラブの利用について

【調査票名】 2 - 放課後児童クラブのニーズ調査 調査票(小学4年生~6年生用)

【調査対象】 (地域)岡山市全域 (単位)世帯 (属性)小学4年生~6年生のいる世帯 (抽出枠)住民基本台帳

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)2,636/19,400 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査票記入日現在 (系統)岡山市 - 報告者

【周期・期日】 (周期)一回限り (実施期日)平成25年10月15日~平成25年10月21日

【調査事項】 1. 保護者の就労状況について、2. お子さんの放課後の状況について、3. 放課後児童クラブの利用について

【調査名】 住生活総合調査拡大調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月25日

【実施機関】 福島県土木部建築住宅課

【目的】 本調査は、住生活基本法及び同法に基づく住生活基本計画を踏まえた住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上で必要となる基礎資料を得るために、居住環境を含めた住生活全般に関する実態や居住者の意向・満足度等を総合的に調査する。住宅や世帯の実態を把握する住宅・土地統計調査と同一客体を対象とし、調査結果のデータをリンケージして集計・分析することにより、両調査結果のデータの有効活用を図り、今後の施策の推進に必要な基礎資料の効果的な取得に資することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 住生活総合調査拡大調査 調査票

【調査票名】 1 - 住生活総合調査拡大調査 調査票

【調査対象】 （地域）福島県全域 （単位）世帯 （属性）普通世帯 （抽出枠）平成22年国勢調査

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,300/720,000 （配布）調査員 （収集）調査員・郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年12月1日現在 （系統）福島県 - 市町村 - 統計指導員 - 統計調査員 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成25年11月21日～平成25年12月27日（予定）

【調査事項】 1. 要介護認定（1）介護認定の有無と度合い、2. 現在の住宅と、住宅のまわりの環境の評価（1）住宅及び住環境の総合評価（満足度）（2）住宅の総合評価（満足度）（3）住環境の総合評価（満足度）（4）住宅の要素別評価（満足度）（5）住環境の要素別評価（満足度）（6）住宅及び住環境の要素のうち重要と思うもの、思わないもの、3. 最近5年間の居住状況の変化（1）5年前（平成21年1月時点）の世帯人員、（2）最近5年間（平成21年1月以降）の世帯の身辺事情の変化、【平成21年1月以降、住み替え、リフォーム、建て替えを行った者に対して】（1）住み替え、リフォーム、建て替えの目的、（2）住み替え、リフォーム、建て替え前後の住宅の床面積の変化の有無及び変化有の場合、変化する前の床面積、（3）住み替え、リフォーム、建て替え前後を比較して住宅・住環境の各要素の変化に対する評価、（4）住み替え、リフォーム、建て替えに要した費用、【リフォームと住み替えを同時期に行った者に対して】（1）うちリフォームに要した費用、【平成21年1月以降、現住所への住み替えを行った者に対して】（1）住み替え前の住宅の居住期間、（2）住み替え前の住宅の処分方法、【現在、持家に住んでいる者に対して】（1）これまでの持家の取得回数、

4. 今後の住まい方 (1) 今後の住み替え、リフォーム、建て替えの意向・計画の有無及び有の場合、その実現の時期、【今後、住み替えを考えている者に対して】(1) 住み替え先として考えている住宅の所有関係、種類、建て方、構造、現住居との位置関係、立地環境、(2) 住み替えるときの現在の住宅の処分方法、【今後、リフォームを考えている者に対して】(1) 考えているリフォームの内容、【今後、住み替え、リフォーム、建て替えを考えている者に対して】(1) 住み替え、リフォーム、建て替えの目的、(2) 住み替え、リフォーム、建て替えの予算と、そのうち借入金の割合、(3) 住み替え、リフォーム、建て替えの実現上の課題、【住み替えを考えていない者に対して】(1) 住み替えを考えていない理由、(2) 将来、現住居を必要としなくなった場合の処分方法、5. 現住居以外の住宅 (1) 現住居以外の住宅の有無及び有の場合のその住宅の建て方、現住居からの所要時間、立地環境、建築年、利用状況、(2) 別の住宅が空き家になっている場合、その空き家の空き家状態の継続年数、賃貸・売却の募集状況、管理の状況、建物の状態、今後の活用意向及び空き家のままにしておく場合、その理由、(3) 将来、親などが住んでいる住宅の相続予定の有無及び有の場合、その住宅の立地、意向、6. 子どもとの住まい方など (1) 子育てのために住宅や環境で重要と思う点、(2) 高齢期における子との望ましい住まい方、7. 世帯の住居費など (1) 住宅ローンの有無及び年間返済額、(2) 家賃、住宅ローンの返済などの住居費についての負担感【現在、持ち家の「共同住宅・長屋建」に居住する者に対して】(1) 毎月の住宅の管理費の額、8. 現在の住宅の建築時期 (1) 住宅の建築時期

【調査名】 浜松市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に伴う実態調査
(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年10月28日

【実施機関】 浜松市 健康福祉部 高齢者福祉課及び介護保険課

【目的】 本調査は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく高齢者保健福祉計画及び介護保険法第117条の規定に基づく介護保険事業計画を「はままつ友愛の高齢者プラン」として一体的に策定する上で必要な基礎資料を得るため、高齢者の生活状況や活動状況、介護保険サービスに対する意向及び実態についてアンケート調査を実施することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 高齢者一般調査 調査票 2 - 在宅要支援・要介護認定者調査 調査票 3 - 介護保険サービス未利用者意向調査 調査票 4 - 介護サービス提供事業所調査 調査票

【調査票名】 1 - 高齢者一般調査 調査票

【調査対象】 (地域)浜松市全域 (単位)個人 (属性)浜松市内在住の65歳以上の者で、介護保険の認定を受けていない者 (抽出枠)住民基本台帳及び介護保険システム

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)5,000/190,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年11月8日時点 (系統)浜松市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成25年11月25日~平成25年12月27日

【調査事項】 1.本人の状況、2.健康に関する状況、3.日常生活に関する状況、4.保険福祉サービスの利用状況、5.今後のくらしなどについて、6.ボランティア活動に関する状況

【調査票名】 2 - 在宅要支援・要介護認定者調査 調査票

【調査対象】 (地域)浜松市全域 (単位)個人 (属性)浜松市内在住の介護保険の認定を受けている者(施設入所者は除く) (抽出枠)住民基本台帳及び介護保険システム

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)3,000/26,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年11月8日時点 (系統)浜松市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成25年11月25日~平成25年12月27日

【調査事項】 1.本人の状況、2.日常生活に関する状況、3.介護保険制度や介護保

険サービスに関する状況

【調査票名】 3 - 介護保険サービス未利用者意向調査 調査票

【調査対象】 (地域) 浜松市全域 (単位) 個人 (属性) 浜松市内在住の介護保険の認定を受けている者で、かつ介護サービス利用がない者 (抽出枠) 住民基本台帳及び介護保険システム

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 2,000 / 5,000 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成25年11月8日時点 (系統) 浜松市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日) 平成25年11月25日～平成25年12月27日

【調査事項】 1. 本人の状況、2. 日常生活に関する状況、3. 介護保険制度や介護保険サービスに関する状況

【調査票名】 4 - 介護サービス提供事業所調査 調査票

【調査対象】 (地域) 浜松市全域 (単位) 法人 (属性) 介護保険法に基づいて県または市から指定されている事業所及び事業所に勤務しているケアマネジャー (抽出枠) 浜松市内で介護保険事業所を運営する法人

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 370 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成25年11月8日時点 (系統) 浜松市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日) 平成25年11月25日～平成25年12月27日

【調査事項】 1. 運営しているサービスの課題、2. 居宅系サービスの提供量の現状、3. 居宅系サービスの事業展開、4. 施設の整備状況の現状、5. 市の施設整備の方向性に対する意見及び法人の参入意向 等

【調査名】 「(仮称)さいたま市子ども・子育て支援事業計画」策定のための基礎調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年10月29日

【実施機関】 さいたま市 子ども未来局 子ども育成部 子育て企画課

【目的】 本調査は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第61条第5号(市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする)の規定に基づき、さいたま市の子ども・子育て支援事業計画を策定するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - (就学前児童がいる世帯用)調査票 2 - (小学校児童がいる世帯用)調査票 3 - (小学生・中学生・高校生本人用)調査票 4 - (18歳~24歳までの男女用)調査票 5 - (ひとり親(父子・母子)世帯用)調査票 6 - (妊婦用)調査票

【調査票名】 1 - (就学前児童がいる世帯用)調査票

【調査対象】 (地域)さいたま市全域 (単位)世帯 (属性)就学前児童がいる世帯(抽出枠)住民基本台帳

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)3,000/50,000 (配布)郵送・直接配布 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年4月1日現在 (系統)さいたま市 - 民間事業者 - 報告者 又は さいたま市 - 報告者

【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成25年10月28日~11月30日

【調査事項】 1.居住地域、2.子どもと家族の状況、3.子育て環境、4.保護者の就労状況、5.平日の定期的な教育・保育の利用状況、6.地域の子育て支援事業の利用状況、7.土曜・休日や長期休暇中の教育・保育の利用希望、8.子どもが病気の際の対応、9.不定期の教育・保育や宿泊を伴う一時預かり等の利用状況、10.小学校就学後の放課後の過ごし方

【調査票名】 2 - (小学校児童がいる世帯用)調査票

【調査対象】 (地域)さいたま市全域 (単位)世帯 (属性)小学校児童がいる世帯(抽出枠)放課後児童クラブの設置状況に鑑み調査学区の偏りが無いよう配慮して児童数の多い小学校15校を選定の上、当該小学校の各学年1クラスを選定し、当該クラスの全児童に係る世帯を対象とする。

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)2,400/50,000 (配布)郵

送・直接配布（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成25年4月1日現在（系統）さいたま市 - 民間事業者 - 報告者 又は さいたま市 - 報告者

【周期・期日】（周期）1回限り（実施期日）平成25年10月28日～11月30日

【調査事項】1.居住地域、2.子どもと家族の状況、3.保護者の就労状況、4.放課後児童クラブの利用状況

【調査票名】3 - (小学生・中学生・高校生本人用)調査票

【調査対象】（地域）さいたま市全域（単位）個人（属性）小学生・中学生・高校生本人（抽出枠）1.さいたま市内小学校10校を選定の上、当該小学校の5～6年1クラスを選定し、当該クラス的全児童を対象とする。2.さいたま市内中学校10校を選定の上、当該中学校の1～2年1クラスを選定し、当該クラス的全生徒を対象とする。3.さいたま市内高等学校4校の1～2年2クラスを選定し、当該クラス的全生徒を対象とする。

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）2,240/100,000（配布）郵送・直接配布（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成25年4月1日現在（系統）さいたま市 - 民間事業者 - 報告者 又は さいたま市 - 報告者

【周期・期日】（周期）1回限り（実施期日）平成25年10月28日～11月30日

【調査事項】1.家族の状況、2.学校生活の状況、3.放課後や休日の過ごし方、4.悩みごとや相談相手、5.将来の希望、6.地域や地域活動の状況、7.青少年の非行に係る意識等

【調査票名】4 - (18歳～24歳までの男女用)調査票

【調査対象】（地域）さいたま市全域（単位）個人（属性）18歳～24歳までの男女（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）1,500/15,000（配布）郵送・直接配布（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成25年4月1日現在（系統）さいたま市 - 民間事業者 - 報告者 又は さいたま市 - 報告者

【周期・期日】（周期）1回限り（実施期日）平成25年10月28日～11月30日

【調査事項】1.家族の状況、2.職場・職業、3.将来の希望、4.余暇の過ごし方や友人関係、5.結婚観、6.悩みごと、7.地域や地域活動・ボランティア

ア活動の状況、8．青少年の非行に係る意識、9．社会一般に係る意識等

【調査票名】 5 - (ひとり親(父子・母子)世帯用)調査票

【調査対象】 (地域)さいたま市全域 (単位)世帯 (属性)ひとり親(父子・母子)世帯 (抽出枠)住民基本台帳

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1,500/10,000 (配布)郵送・直接配布 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年4月1日現在 (系統)さいたま市 - 民間事業者 - 報告者 又は さいたま市 - 報告者

【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成25年10月28日～11月30日

【調査事項】 1．家族構成・住居・仕事の状況、2．資格取得状況、3．経済や生活の状況、4．養育費、5．ひとり親世帯への支援策のニーズ等

【調査票名】 6 - (妊婦用)調査票

【調査対象】 (地域)さいたま市全域 (単位)個人 (属性)妊婦 (抽出枠)平成25年10月下旬～平成25年11月下旬のおおむね1か月間にさいたま市に妊娠の届出を提出した妊婦を対象とする。

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)800/11,000 (配布)郵送・直接配布 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年4月1日現在 (系統)さいたま市 - 民間事業者 - 報告者 又は さいたま市 - 報告者

【周期・期日】 (周期)1回限り (実施期日)平成25年10月28日～11月30日

【調査事項】 1．家族の状況、2．妊娠中の状況、3．出産後に係る意識、4．就労状況、5．母子保健サービスのニーズ等

【調査名】 震災以後の子育て環境・子ども環境に関する調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年10月30日

【実施機関】 福島県保健福祉部自立支援総室子育て支援課

【目的】 本調査は、東日本大震災の影響により、放射性物質による健康への不安など福島県の子どもを取り巻く環境が大きく変化した状況を踏まえ、震災後における福島県民の子育てに関するニーズを把握し、「日本一安心して子育てしやすい県づくり」のための施策に生かすこと、また、「うつくしま子ども夢プラン」の次期計画のための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 震災以後の子育て環境・子ども環境に関する調査票

【調査票名】 1 - 震災以後の子育て環境・子ども環境に関する調査票

【調査対象】 (地域)福島県全域 (単位)個人 (属性)1.18歳未満の子どもがいない、20歳~70歳未満の人、2.未就学児童の保護者、3.小学生児童の保護者 (抽出枠)住民基本台帳

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)5,400/1,200,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年10月1日現在 (系統)福島県 - 市町村または民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)一回限り (実施期日)平成25年11月11日~11月30日(福島市及びいわき市については、調査時期が12月となる。)

【調査事項】 1.震災後の子育て環境・子育ての変化について、2.震災後の子どもの変化について、3.地域の中における子育てについて、4.子育て支援のあり方について、5.子育てを支える社会環境づくりについて

【調査名】 防災危機管理についての実態調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月30日

【実施機関】 神戸市危機管理室

【目的】 本調査は、防災行政無線などの既存設備を含んだ、多様な情報伝達手段の活用について検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 防災危機管理についての実態調査票

【調査票名】 1 - 防災危機管理についての実態調査票

【調査対象】 （地域）市内全域 （単位）世帯 （属性）普通世帯 （抽出枠）神戸市危機管理室が所有する防災ハザードマップにおいて、山麓部に区分されている地域の中から無作為に抽出する層化二段階抽出による。

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）10,000 / 690,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査票記入日現在 （系統）神戸市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成25年11月1日～平成25年11月30日

【調査事項】 1．区域・建物に関する事項、2．ハザードマップの認知に関する事項、3．情報入手手段に関する事項

【調査名】 熊本市子ども・子育て支援新制度に係る利用希望等把握調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月30日

【実施機関】 熊本市 健康福祉子ども局 子ども支援課

【目的】 本調査は、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施のため導入する電子システムの規模・仕様の確定及び「熊本市子ども・子育て支援事業計画（仮称）」の策定に係る熊本市の定める教育・保育提供区域ごとの需要量の見込みを設定する上で必要となる、熊本市における教育・保育及び地域子ども・子育て支援等に関する利用実態や利用希望を把握することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 熊本市子ども・子育て支援新制度に係る市民アンケート調査（未就学児童の保護者用） 調査票 2 - 熊本市子ども・子育て支援新制度に係る市民アンケート調査（小学生の保護者用） 調査票

【調査票名】 1 - 熊本市子ども・子育て支援新制度に係る市民アンケート調査（未就学児童の保護者用） 調査票

【調査対象】 （地域）熊本市内全域 （単位）個人 （属性）未就学児童（0歳～5歳）の保護者 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）10,000 / 42,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年10月1日現在 （系統）熊本市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成25年11月下旬～12月上旬（予定）

【調査事項】 1. 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び今後の利用意向、2. 地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び今後の利用意向

【調査票名】 2 - 熊本市子ども・子育て支援新制度に係る市民アンケート調査（小学生の保護者用） 調査票

【調査対象】 （地域）熊本市内全域 （単位）個人 （属性）小学生（1年生～5年生）の保護者 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）5,000 / 42,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年10月1日現在 （系統）熊本市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成25年11月下旬～12月上旬（予定）

【調査事項】 1. 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び今後の利用意向、2. 地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び今後の利用意向

【調査名】 鳥取県における少子化対策等に関するアンケート調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月31日

【実施機関】 鳥取県 福祉保健部 子育て王国推進局 子育て応援課

【目的】 本調査は、少子化・子育て支援対策に対する要望や子育てに対する意識等を把握し、より充実した少子化、子育て支援施策を検討するための参考にすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 鳥取県における少子化対策等に関するアンケート調査 調査票

【調査票名】 1 - 鳥取県における少子化対策等に関するアンケート調査 調査票

【調査対象】 （地域）鳥取県全域 （単位）個人 （属性）平成25年4月2日現在で20歳～49歳の鳥取県内在住者（昭和39年4月2日～平成5年4月1日の間に生まれた方）（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000 / 240,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年11月中旬～12月9日 （系統）鳥取県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成25年12月9日

【調査事項】 1. 子育てに関する状況、2. 子育て環境に関する状況、3. 仕事と子育ての両立に関する状況

【調査名】 事業承継に関する企業実態調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月31日

【実施機関】 大阪市経済戦略局企画部企画課

【目的】 本調査は、企業を取り巻く厳しい経済状況を踏まえ、市内企業の事業承継に関する現状・課題等を把握することで、今後の局施策を策定するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 事業承継に関する企業実態調査票

【調査票名】 1 - 事業承継に関する企業実態調査票

【調査対象】 （地域）大阪市内全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる次の産業に属する民営事業所（支所・支社・支店を除く。）、「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）」（抽出枠）「平成23年度 市内企業実態調査」において回答があった企業リスト

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）2,000/185,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年12月1日 （系統）大阪市 - 公益財団大阪市都市型産業振興センター - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成25年12月2日～平成25年12月20日

【調査事項】 1. 企業概要について、2. 現経営者の事業承継の状況について、3. 今後の事業承継の見通しについて

(2) 変更

【調査名】 川崎市農業実態調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月2日

【実施機関】 川崎市経済労働局農業振興センター農業振興課

【目的】 本調査は、川崎市内の農業の実態を把握し、農業施策の基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 川崎市農業実態調査 調査票

【調査票名】 1 - 川崎市農業実態調査 調査票

【調査対象】 （地域）川崎市全域 （単位）世帯 （属性）セレサ川崎農業協同組合正組合員（世帯）

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）4,400 （配布）調査員 （収集）調査員（記入）自計 （把握時）毎年1月～12月の1年間（一部の項目については、1月1日現在）（系統）川崎市 - セレサ川崎農業協同組合 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1年（ただし農林業センサスの実施年を除く）（実施期日）毎年12月20日～翌年1月16日

【調査事項】 1 . 世帯・農作業労働力、2 . 農地・農業用施設等、3 . 農業経営等、4 . 品目別作付け面積・収穫量・販売方法等、5 . かわさき農業のPR及び多様な農業の担い手の確保・育成

【調査名】 住生活総合調査（拡大調査）（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月3日

【実施機関】 島根県土木部建築住宅課

【目的】 本調査は、島根県内の普通世帯の居住環境を含めた住生活全般に関する実態や居住者の意向・満足度等を総合的に調査し、住宅施策に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 平成25年住生活総合調査（拡大調査） 調査票

【調査票名】 1 - 平成25年住生活総合調査（拡大調査） 調査票

【調査対象】 （地域）島根県全域 （単位）世帯 （属性）平成25年住宅・土地統計調査の対象となる平成22年国勢調査の一般調査区に常住する1008世帯（抽出枠）平成25年住宅・土地統計調査対象名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,008 / 262,000 （配布）調査員 （収集）調査員・郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年12月1日現在 （系統）島根県 - 県内市町 - 統計指導員 - 統計調査員 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成25年11月21日～平成25年12月27日

【調査事項】 1. 要介護認定（介護認定の有無と度合い）、2. 現在の住宅と、住宅のまわりの環境の評価（1）住宅及び住環境の総合評価（満足度）（2）住宅の総合評価（満足度）（3）住環境の総合評価（満足度）（4）住宅の要素別評価（満足度）（5）住環境の要素別評価（満足度）（6）住宅及び住環境の要素のうち重要と思うもの、思わないもの、3. 最近5年間の居住状況の変化（1）5年前（平成21年1月時点）の世帯人員、（2）最近5年間（平成21年1月以降）の世帯の身辺事情の変化、【平成21年1月以降、住み替え、リフォーム、建て替えを行った者に対して】（1）住み替え、リフォーム、建て替えの目的、（2）住み替え、リフォーム、建て替え前後の住宅の床面積の変化の有無及び変化有の場合、変化する前の床面積、（3）住み替え、リフォーム、建て替え前後を比較して住宅・住環境の各要素の変化に対する評価、（4）住み替え、リフォーム、建て替えに要した費用、【リフォームと住み替えを同時期に行った者に対して】うちリフォームに要した費用、【平成21年1月以降、現住居への住み替えを行った者に対して】（1）住み替え前の住宅の居住期間、（2）住み替え前の住宅の処分方法、【現在、持家に住んでいる者に対して】これまでの持家の取得回数、4. 今後の住まい方（今後の住み替え、リフォーム、建て替えの意向・計画の有無及び有の場合、その実現の時期）【今後、住み替えを考えている者に対して】（1）住み替え先として考えている住宅の所有関係、種類、建て方、構造、現住居

との位置関係、立地環境、(2) 住み替えるときの現在の住宅の処分方法、【今後、リフォームを考えている者に対して】考えているリフォームの内容、【今後、住み替え、リフォーム、建て替えを考えている者に対して】(1) 住み替え、リフォーム、建て替えの目的、(2) 住み替え、リフォーム、建て替えの予算と、そのうち借入金の割合、(3) 住み替え、リフォーム、建て替えの実現上の課題、【住み替えを考えていない者に対して】(1) 住み替えを考えていない理由、(2) 将来、現住居を必要としなくなった場合の処分方法、5. 現住居以外の住宅 (1) 現住居以外の住宅の有無及び有の場合のその住宅の建て方、現住居からの所要時間、立地環境、建築年、利用状況、(2) 別の住宅が空き家になっている場合、その空き家の空き家状態の継続年数、賃貸・売却の募集状況、管理の状況、建物の状態、今後の活用意向及び空き家のままにしておく場合、その理由、(3) 将来、親などが住んでいる住宅の相続予定の有無及び有の場合、その住宅の立地、意向、6. 子どもとの住まい方など (1) 子育てのために住宅や環境で重要と思う点、(2) 高齢期における子との望ましい住まい方、7. 世帯の住居費など (1) 住宅ローンの有無及び年間返済額、(2) 家賃、住宅ローンの返済などの住居費についての負担感、【現在、持ち家の「共同住宅・長屋建」に居住する者に対して】毎月の住宅の管理費の額、8. 現在の住宅の建築時期 (住宅の建築時期)

【調査名】 住生活総合調査 拡大調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月4日

【実施機関】 京都市 都市計画局 住宅室 住宅政策課

【目的】 本調査は、住生活基本法及び同法に基づく住生活基本計画を踏まえた住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上で必要となる基礎資料を得るために、居住環境を含めた住生活全般に関する実態や居住者の意向・満足度等を総合的に調査する。住宅や世帯の実態を把握する住宅・土地統計調査と同一客体を対象とし、調査結果のデータをリンケージして集計・分析することにより、両調査結果のデータの有効活用を図り、今後の施策の推進に必要な基礎資料の効果的な取得に資する。なお、国の実施する住生活総合調査（以下「国実施分」という。）は、大都市圏内外別、市部群部別での詳細分析が有意となるよう標本数を設定している。しかしながら、国実施分の標本数では、本市での詳細分析は統計学上困難であることから、本市の実情にあわせた住宅政策を展開していく上での基礎データとして活用するためには、国実施分と合わせて必要な標本数が確保されるよう、本市独自で標本数を追加して、拡大調査を実施する必要がある。

【調査の構成】 1 - 平成25年住生活総合調査 拡大調査 調査票

【調査票名】 1 - 平成25年住生活総合調査 拡大調査 調査票

【調査対象】 （地域）京都市内全域 （単位）世帯 （属性）平成25年住宅・土地統計調査の対象となる同一の客体から抽出した普通世帯（抽出枠）平成25年住宅・土地統計調査の調査単位区のうち、国土交通省が平成25年住生活総合調査として実施する調査区を除外したものから約1/4を抽出（702調査区）、調査単位区（約50世帯）ごとに平成25年住宅・土地統計調査で抽出（約1/3）された調査対象世帯から、約1/2の世帯を抽出（5616世帯）

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）5,600/660,000 （配布）調査員 （取集）調査員・郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年12月1日現在 （系統）京都市 - 民間事業者 - 統計指導員 - 統計調査員 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成25年11月21日～平成25年12月15日

【調査事項】 1. 要介護認定（介護認定の有無と度合い） 2. 現在の住宅と、住宅のまわりの環境の評価（1）住宅及び住環境の総合評価（満足度）（2）住宅の総合評価（満足度）（3）住環境の総合評価（満足度）（4）住宅の要素別評価（満足度）（5）住環境の要素別評価（満足度）（6）住宅及び住環境の要素のうち重要と思うもの、思わないもの、 3. 最近5年間の居住状況

の変化(1)5年前(平成21年1月時点)の世帯人員、(2)最近5年間(平成21年1月以降)の世帯の身辺事情の変化、【平成21年1月以降、住み替え、リフォーム、建て替えを行った者に対して】(1)住み替え、リフォーム、建て替えの目的、(2)住み替え、リフォーム、建て替え前後の住宅の床面積の変化の有無及び変化有の場合、変化する前の床面積、(3)住み替え、リフォーム、建て替え前後を比較して住宅・住環境の各要素の変化に対する評価、(4)住み替え、リフォーム、建て替えに要した費用、【リフォームと住み替えを同時期に行った者に対して】うちリフォームに要した費用、【平成21年1月以降、現住居への住み替えを行った者に対して】(1)住み替え前の住宅の居住期間、(2)住み替え前の住宅の処分方法、【現在、持家に住んでいる者に対して】これまでの持家の取得回数、4.今後の住まい方(今後の住み替え、リフォーム、建て替えの意向・計画の有無及び有の場合、その実現の時期)、【今後、住み替えを考えている者に対して】(1)住み替え先として考えている住宅の所有関係、種類、建て方、構造、現住居との位置関係、立地環境、(2)住み替えるときの現在の住宅の処分方法、【今後、リフォームを考えている者に対して】考えているリフォームの内容、【今後、住み替え、リフォーム、建て替えを考えている者に対して】(1)住み替え、リフォーム、建て替えの目的、(2)住み替え、リフォーム、建て替えの予算と、そのうち借入金の割合、(3)住み替え、リフォーム、建て替えの実現上の課題、【住み替えを考えていない者に対して】(1)住み替えを考えていない理由、(2)将来、現住居を必要としなくなった場合の処分方法、5.現住居以外の住宅(1)現住居以外の住宅の有無及び有の場合のその住宅の建て方、現住居からの所要時間、立地環境、建築年、利用状況、(2)別の住宅が空き家になっている場合、その空き家の空き家状態の継続年数、賃貸・売却の募集状況、管理の状況、建物の状態、今後の活用意向及び空き家のままにしておく場合、その理由、(3)将来、親などが住んでいる住宅の相続予定の有無及び有の場合、その住宅の立地、意向、6.子どもとの住まい方など(1)子育てのために住宅や環境で重要と思う点、(2)高齢期における子との望ましい住まい方、7.世帯の住居費など(1)住宅ローンの有無及び年間返済額、(2)家賃、住宅ローンの返済などの住居費についての負担感、【現在、持ち家の「共同住宅・長屋建」に居住する者に対して】毎月の住宅の管理費の額、8.現在の住宅の建築時期(住宅の建築時期)

【調査名】 住生活総合調査拡大調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月7日

【実施機関】 新潟県 土木部 都市局 都市政策課

【目的】 本調査は、住生活総合調査の標本数上乘せ、及び地域固有の課題に係る「県独自質問」を追加することにより、住宅及び住環境に対する評価、住宅改善計画等を把握し、今後の住生活政策の基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 平成25年住生活総合調査拡大調査 調査票

【調査票名】 1 - 平成25年住生活総合調査拡大調査 調査票

【調査対象】 （地域）新潟県全域 （単位）世帯 （属性）平成25年住宅・土地統計調査の対象となる国勢調査の一般調査区に常住する約8000世帯の普通世帯（抽出枠）平成25年住宅・土地統計調査において調査対象となる県内の調査単位区を第1次抽出単位、調査単位区内に常住する普通世帯を第2次抽出単位とする。なお、調査単位区を6広域連合圏（下越・新潟・中越・魚沼・上越・佐渡）別の6層にし、各々異なる抽出率を適用する。対象調査区は、住生活総合調査の調査区に加え、広域連合圏別に必要となる標本数を確保できる調査区数を、住生活総合調査の調査区以外の調査単位区から抽出する。

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）8,000 / 870,000 （配布）調査員 （収集）調査員・郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年の12月1日現在 （系統）新潟県 - 市町村 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成25年12月1日～10日

【調査事項】 1. 要介護認定に関する事項、2. 現在の住宅と、住宅のまわりの環境の評価に関する事項、3. 最近5年間の居住状況の変化に関する事項、4. 今後の住まい方に関する事項、5. 現住居以外の住宅に関する事項、6. 子どもの住まい方などに関する事項、7. 世帯の住居費などに関する事項、8. 現在の住宅の建築時期に関する事項、9. 住宅の雪対策に関する事項【県独自質問】、10. 地震対策に関する事項【県独自質問】

【調査名】 住生活総合調査拡大調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月7日

【実施機関】 京都府 建設交通部 住宅課

【目的】 本調査は、住生活基本法（平成18年法律第61号）に基づく住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上で必要となる基礎資料を得るために、居住環境を含めた住生活全般に関する実態や居住者の意向・満足度を総合的に調査し、今後の施策に必要な基礎資料を効果的に取得することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 平成25年住生活総合調査拡大調査 調査票

【調査票名】 1 - 平成25年住生活総合調査拡大調査 調査票

【調査対象】 （地域）京都市を除く京都府内全域 （単位）世帯 （属性）平成25年住宅・土地統計調査の対象となる同一の客体から抽出した普通世帯（抽出枠）平成25年住宅・土地統計調査の調査区要図及び調査世帯名簿等

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000/460,000 （配布）調査員 （収集）調査員・郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年12月1日現在 （系統）京都府 - 市町村 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成25年11月20日～12月27日

【調査事項】 1. 要介護認定（介護認定の有無と度合い） 2. 現在の住宅と、住宅のまわりの環境の評価（1）住宅及び住環境の総合評価（満足度）（2）住宅の総合評価（満足度）（3）住環境の総合評価（満足度）（4）住宅の要素別評価（満足度）（5）住環境の要素別評価（満足度）（6）住宅及び住環境の要素のうち重要と思うもの、思わないもの、3. 最近5年間の居住状況の変化（1）5年前（平成21年1月時点）の世帯人員、（2）最近5年間（平成21年1月以降）の世帯の周辺事情の変化、【平成21年1月以降、住み替え、リフォーム、建て替えを行った者に対して】（1）住み替え、リフォーム、建て替えの目的、（2）住み替え、リフォーム、建て替え前後の住宅の床面積の変化の有無及び変化有の場合、変化する前の床面積、（3）住み替え、リフォーム、建て替え前後を比較して住宅・住環境の各要素の変化に対する評価、（4）住み替え、リフォーム、建て替えに要した費用、【リフォームと住み替えを同時期に行った者に対して】うちリフォームに要した費用、【平成21年1月以降、現住居への住み替えを行った者に対して】（1）住み替え前の住宅の居住期間、（2）住み替え前の住宅の処分方法、【現在、持家に住んでいる者に対して】これまでの持家の取得回数、4. 今後の住まい方（今後の住み替え、リフォーム、建て替えの意向・計画の有無及び有の場合、その実現の時期）【今後、住み替えを考えている者に対して】（1）住み替え先として考えている住宅の所有関係、種類、建て方、構造、現住居

との位置関係、立地環境、(2)住み替えるときの現在の住宅の処分方法、【今後、リフォームを考えている者に対して】考えているリフォームの内容、【今後、住み替え、リフォーム、建て替えを考えている者に対して】(1)住み替え、リフォーム、建て替えの目的、(2)住み替え、リフォーム、建て替えの予算と、そのうち借入金の割合、(3)住み替え、リフォーム、建て替えの実現上の課題、【住み替えを考えていない者に対して】(1)住み替えを考えていない理由、(2)将来、現住居を必要としなくなった場合の処分方法、5.現住居以外の住宅(1)現住居以外の住宅の有無及び有の場合のその住宅の建て方、現住居からの所要時間、立地環境、建築年、利用状況、(2)別の住宅が空き家になっている場合、その空き家の空き家状態の継続年数、賃貸・売却の募集状況、管理の状況、建物の状態、今後の活用意向及び空き家のままにしておく場合、その理由、(3)将来、親などが住んでいる住宅の相続予定の有無及び有の場合、その住宅の立地、意向、6.子どもとの住まい方など(1)子育てのために住宅や環境で重要と思う点、(2)高齢期における子との望ましい住まい方、7.世帯の住居費など(1)住宅ローンの有無及び年間返済額、(2)家賃、住宅ローンの返済などの住居費についての負担感、【現在、持ち家の「共同住宅・長屋建」に居住する者に対して】毎月の住宅の管理費の額、8.現在の住宅の建築時期(住宅の建築時期)

【調査名】 県民健康・栄養実態調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月9日

【実施機関】 新潟県福祉保健部健康対策課

【目的】 本調査は、新潟県民の生活習慣の状況等を把握し、健康にいがた21等計画の評価指標の進行管理に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 生活習慣調査票

【調査票名】 1 - 生活習慣調査票

【調査対象】 （地域）新潟県全域 （単位）個人 （属性）20歳以上の男女 （抽出
枠）選挙人名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）5,000 / 1,921,000 （配
布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年の11月1
日現在 （系統）新潟県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）不定期（おおむね3年ごと） （実施期日）調査実施年の11
月10日～11月30日

【調査事項】 1．身体活動・運動、2．食生活、3．喫煙、4．飲酒、5．歯の健康、
6．がん健診の受診状況、7．社会経済状況 等

【調査名】 介護保険事業計画見直し策定のための実態調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月9日

【実施機関】 静岡市保健福祉局福祉部介護保険課

【目的】 本調査は、介護保険事業計画の見直し策定のため、対象となる高齢者の生活実態、生活機能の状態、保健・福祉・介護保険に係るサービス、施策・制度等に関する意向等を把握することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 介護保険事業計画見直し策定のための実態調査 調査票

【調査票名】 1 - 介護保険事業計画見直し策定のための実態調査 調査票

【調査対象】 （地域）静岡市全域 （単位）個人 （属性）介護保険の認定を受けている65歳以上の市民 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,000 / 31,363 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年11月1日 （系統）静岡市 - 報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成25年11月15日～平成25年11月30日

【調査事項】 1．本人の状況、2．ふだんの生活、3．介護保険制度、4．介護予防サービス、5．地域包括支援センター、6．今後の暮らし

【調査名】 高齢者保健福祉計画見直し策定のための実態調査(平成25年届出)

【受理年月日】 平成25年10月9日

【実施機関】 静岡市保健福祉局福祉部高齢者福祉課

【目的】 本調査は、高齢者保健福祉計画の見直し策定のため、対象となる高齢者の生活実態、生活機能の状態、保健・福祉に係るサービス、施策・制度等に関する意向等を把握することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 高齢者保健福祉計画見直し策定のための実態調査 調査票

【調査票名】 1 - 高齢者保健福祉計画見直し策定のための実態調査 調査票

【調査対象】 (地域)静岡市全域 (単位)個人 (属性)65歳以上の市民 (抽出枠)住民基本台帳

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)10,000/187,846 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成25年11月1日 (系統)静岡市 - 報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成25年11月15日~平成25年11月30日

【調査事項】 1.本人の状況、2.住居、3.健康、4.ふだんの生活、5.保健・福祉・介護サービス、6.今後の暮らし

【調査名】 住生活総合調査拡大調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月10日

【実施機関】 茨城県土木部都市局住宅課

【目的】 本調査は、住生活基本法及び同法に基づく住生活基本計画を踏まえた住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上で必要となる基礎資料を得るために、居住環境を含めた住生活全般に関する実態や居住者の意向・満足度等を総合的に調査する。住宅や世帯の実態を把握する住宅・土地統計調査と同一客体を対象とし、調査のデータをリンケージして集計・分析することにより、両調査結果のデータの有効活用を図り、今後の施策の推進に必要な基礎資料の効果的な取得に資することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 住生活総合調査拡大調査 調査票

【調査票名】 1 - 住生活総合調査拡大調査 調査票

【調査対象】 （地域）茨城県全域 （単位）世帯 （属性）平成25年住宅・土地統計調査の対象となる同一の客体から抽出した普通世帯（抽出枠）（第1段階）：平成25年住宅・土地統計調査の対象調査区の1/12、（第2段階）：調査区内に在する住宅のうち、住宅・土地統計調査の対象となった住宅について、等間隔に近くなるよう8戸の住宅を抽出。当該住宅に常住する普通世帯に対して調査。

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,256/1,086,715 （配布）調査員 （収集）調査員・郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年12月1日現在 （系統）茨城県 - 市町村 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成25年11月21日～平成25年12月10日（予定）

【調査事項】 1. 要介護認定（介護認定の有無と度合い） 2. 現在の住宅と、住宅のまわりの環境の評価（1）住宅及び住環境の総合評価（満足度）（2）住宅の総合評価（満足度）（3）住環境の総合評価（満足度）（4）住宅の要素別評価（満足度）（5）住環境の要素別評価（満足度）（6）住宅及び住環境の要素のうち重要と思うもの、思わないもの、3. 最近5年間の居住状況の変化（1）5年前（平成21年1月時点）の世帯人員、（2）最近5年間（平成21年1月以降）の世帯の身辺事情の変化、【平成21年1月以降、住み替え、リフォーム、建て替えを行った者に対して】（1）住み替え、リフォーム、建て替えの目的、（2）住み替え、リフォーム、建て替え前後の住宅の床面積の変化の有無及び変化有の場合、変化する前の床面積、（3）住み替え、リフォーム、建て替え前後を比較して住宅・住環境の各要素の変化に対する評価、（4）住み替え、リフォーム、建て替えに要した費用、【リ

フォームと住み替えを同時期に行った者に対して】うちリフォームに要した費用、【平成21年1月以降、現住居への住み替えを行った者に対して】(1) 住み替え前の住宅の居住期間、(2) 住み替え前の住宅の処分方法、【現在、持家に住んでいる者に対して】これまでの持家の取得回数、4. 今後の住まい方(今後の住み替え、リフォーム、建て替えの意向・計画の有無及び有の場合、その実現の時期)【今後、住み替えを考えている者に対して】(1) 住み替え先として考えている住宅の所有関係、種類、建て方、構造、現住居との位置関係、立地環境、(2) 住み替えるときの現在の住宅の処分方法、【今後、リフォームを考えている者に対して】考えているリフォームの内容、【今後、住み替え、リフォーム、建て替えを考えている者に対して】(1) 住み替え、リフォーム、建て替えの目的、(2) 住み替え、リフォーム、建て替えの予算と、そのうち借入金の割合、(3) 住み替え、リフォーム、建て替えの実現上の課題、【住み替えを考えていない者に対して】(1) 住み替えを考えていない理由、(2) 将来、現住居を必要としなくなった場合の処分方法、5. 現住居以外の住宅(1) 現住居以外の住宅の有無及び有の場合のその住宅の建て方、現住居からの所要時間、立地環境、建築年、利用状況、(2) 別の住宅が空き家になっている場合、その空き家の空き家状態の継続年数、賃貸・売却の募集状況、管理の状況、建物の状態、今後の活用意向及び空き家のままにしておく場合、その理由、(3) 将来、親などが住んでいる住宅の相続予定の有無及び有の場合、その住宅の立地、意向、6. 子どもとの住まい方など(1) 子育てのために住宅や環境で重要と思う点、(2) 高齢期における子との望ましい住まい方、7. 世帯の住居費など(1) 住宅ローンの有無及び年間返済額、(2) 家賃、住宅ローンの返済などの住居費についての負担感、【現在、持ち家の「共同住宅・長屋建」に居住する者に対して】毎月の住宅の管理費の額、8. 現在の住宅の建築時期(住宅の建築時期)

【調査名】 岐阜県ひとり親家庭実態調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月11日

【実施機関】 岐阜県健康福祉部子ども家庭課

【目的】 本調査は、岐阜県内の居住するひとり親家庭の実態調査を実施し、県が今後、子育て・生活支援等、ひとり親家庭に対する自立支援体制の確立に向けた福祉施策を推進していくための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 母子世帯用調査票 2 - 父子世帯用調査票 3 - 寡婦世帯用調査票

【調査票名】 1 - 母子世帯用調査票

【調査対象】 （地域）岐阜県全域 （単位）世帯 （属性）母子世帯 （抽出枠）児童扶養手当受給者台帳，福祉医療対象者台帳等

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,900 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年の11月1日 （系統）岐阜県 - 市町村 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）調査実施年の12月16日（提出期限）

【調査事項】 1．世帯の状況について、2．住居の状況について、3．仕事と収入の状況について、4．養育費の取得状況について、5．面会交流の実施状況について、6．お子さんの状況について、7．生活全般について、8．社会福祉全般について

【調査票名】 2 - 父子世帯用調査票

【調査対象】 （地域）岐阜県全域 （単位）世帯 （属性）父子世帯 （抽出枠）児童扶養手当受給者台帳，福祉医療対象者台帳等

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）400 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年の11月1日 （系統）岐阜県 - 市町村 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）調査実施年の12月16日（提出期限）

【調査事項】 1．世帯の状況について、2．住居の状況について、3．仕事と収入の状況について、4．養育費の取得状況について、5．面会交流の実施状況について、6．お子さんの状況について、7．生活全般について、8．社会福祉全般について

【調査票名】 3 - 寡婦世帯用調査票

【調査対象】 （地域）岐阜県全域 （単位）世帯 （属性）寡婦世帯 （抽出枠）児童扶養手当受給者台帳，福祉医療対象者台帳等

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）200 （配布）郵送 （収集）郵送 （記

入)自計 (把握時)調査実施年の11月1日 (系統)岐阜県 - 市町村 -
報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)調査実施年の12月16日(提出期限)

【調査事項】 1.世帯の状況について、2.住居の状況について、3.仕事と収入の状況について、4.養育費の取得状況について、5.面会交流の実施状況について、6.お子さんの状況について、7.生活全般について、8.社会福祉全般について

【調査名】 食育等に関するアンケート調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月15日

【実施機関】 奈良県健康福祉部健康づくり推進課

【目的】 本調査は、児童および学童期を対象として、第2期奈良県食育推進計画の少年期（7歳～18歳）の未把握指標の現状把握を行うとともに、食生活および生活習慣に関する実態と意識を把握することにより、食育等の推進について有効な取組を進めるため基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 食育等に関するアンケート調査 調査票（小学生5年生用） 2 - 食育等に関するアンケート調査 調査票（中学生・高校生用）

【調査票名】 1 - 食育等に関するアンケート調査 調査票（小学生5年生用）

【調査対象】 （地域）奈良県全域 （単位）個人 （属性）奈良県下の公立小学校に通学する5年の児童（抽出枠）学校基本調査

【調査方法】 （選定）有意抽出（客体数）1,500 / 12,500（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成25年11月1日（系統）奈良県 - 調査対象校 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成25年11月5日～平成25年11月15日

【調査事項】 1. 報告者に関する基本情報（性別、世帯員数、家族構成）、2. 食生活等について、3. 3食3品3角食への実施、4. ファストフード、5. カップ麺の利用について、6. 運動の有無等について

【調査票名】 2 - 食育等に関するアンケート調査 調査票（中学生・高校生用）

【調査対象】 （地域）奈良県全域 （単位）個人 （属性）奈良県下の公立中学校・高等学校に通学する生徒（抽出枠）学校基本調査

【調査方法】 （選定）有意抽出（客体数）3,000 / 21,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成25年11月1日（系統）奈良県 - 調査対象校 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成25年11月5日～平成25年11月15日

【調査事項】 1. 報告者に関する基本情報（性別、世帯員数、家族構成）、2. 食生活等について、3. 3食3品3角食への実施、4. ファストフード、5. カップ麺の利用について、6. 清涼飲料水の糖含有量の認知について、7. 運動の有無等について

【調査名】 鳥取県住生活総合調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月15日

【実施機関】 鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課

【目的】 本調査は、平成23年度に策定した「鳥取県住生活基本計画」は、5年毎に計画を見直すこととしており、見直しに係る基礎資料を得る。

【調査の構成】 1 - 鳥取県住生活総合調査 調査票

【調査票名】 1 - 鳥取県住生活総合調査 調査票

【調査対象】 （地域）鳥取県全域 （単位）世帯 （属性）普通世帯 （抽出枠）平成22年国勢調査

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）4,200 / 214,083 （配布）調査員 （収集）調査員・郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年11月中旬～平成25年12月中旬 （系統）都道府県 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成25年11月中旬～平成26年2月

【調査事項】 1. 報告者の属性、2. 居住する住宅の現状、3. 空き家に関する内容について

【調査名】 子育て支援・少子化対策に関する県民意識調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月15日

【実施機関】 山口県健康福祉部こども未来課

【目的】 本調査は、「やまぐち子どもきららプラン21」の改定及び子ども・子育て支援法に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画策定に当たり、結婚や子育てに関する意識調査を実施し、今後の施策推進のための基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 子育て支援・少子化対策に関する県民意識調査 調査票

【調査票名】 1 - 子育て支援・少子化対策に関する県民意識調査 調査票

【調査対象】 （地域）山口県全域 （単位）個人 （属性）山口県内に居住する20歳以上50歳未満の男女 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000 / 459,711 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年11月1日現在（系統）山口県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成25年11月中旬～平成25年11月29日

【調査事項】 1. 結婚した年齢、2. 子どもの人数、3. 育児休業制度の利用状況 等

【調査名】 住生活総合調査拡大調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月15日

【実施機関】 宮崎県県土整備部建築住宅課

【目的】 本調査は、宮崎県内における普通世帯の居住する住宅及び住環境に関する評価、住宅建設又は住み替えの実態、住宅の住み替え、改善の意向等の住宅に関する動向を把握し、住宅政策の展開を図るうえでの基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 住生活総合調査拡大調査 調査票

【調査票名】 1 - 住生活総合調査拡大調査 調査票

【調査対象】 （地域）宮崎県全域 （単位）世帯 （属性）平成25年住宅・土地統計調査の対象となる同一の客体から抽出した普通世帯 （抽出枠）平成25年住宅・土地統計調査名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）4,600 / 460,000 （配布）調査員 （収集）調査員・郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年12月1日現在 （系統）宮崎県 - 市町村 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成25年11月21日～平成25年12月15日

【調査事項】 1. 要介護認定について、2. 現在の住宅と、住宅のまわりの環境の評価について、3. 最近5年間の居住状況の変化について、4. 今後の住まい方について、5. 現在お住まいの住宅以外の住宅について、6. 子どもとの住まい方などについて、7. あなたの世帯の住居費などについて、8. 現在の住宅の建築時期について

【調査名】 健康とくらしの調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月15日

【実施機関】 神戸市保健福祉局高齢福祉部介護保険課

【目的】 本調査は、第6期（H27～29年度）介護保険事業計画策定のための基礎資料と今後の高齢者施策の推進の参考資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 健康とくらしの調査 調査票A 2 - 健康とくらしの調査 調査票B 3 - 健康とくらしの調査 調査票C 4 - 健康とくらしの調査 調査票D 5 - 健康とくらしの調査 調査票E

【調査票名】 1 - 健康とくらしの調査 調査票A

【調査対象】 （地域）神戸市全域 （単位）個人 （属性）65歳以上の高齢者のうち介護認定を受けていない者 （抽出枠）被保険者データおよび受給者データ

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,200 / 277,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査票記入日現在 （系統）神戸市 - 報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成25年11月12日～平成25年12月2日

【調査事項】 1. 要介護リスク要因、2. 身体的特性、3. 生活習慣、4. 生活機能、5. 社会的特性、6. 地域社会環境、7. 心理的特性、8. 介護予防、9. 健康情報・医療

【調査票名】 2 - 健康とくらしの調査 調査票B

【調査対象】 （地域）神戸市全域 （単位）個人 （属性）65歳以上の高齢者のうち介護認定を受けていない者 （抽出枠）被保険者データおよび受給者データ

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,200 / 277,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査票記入日現在 （系統）神戸市 - 報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成25年11月12日～平成25年12月2日

【調査事項】 1. 要介護リスク要因、2. 身体的特性、3. 生活習慣、4. 生活機能、5. 社会的特性、6. 地域社会環境、7. 心理的特性、8. 介護予防、9. 日常作動動作・地域環境

【調査票名】 3 - 健康とくらしの調査 調査票C

【調査対象】 （地域）神戸市全域 （単位）個人 （属性）65歳以上の高齢者のうち介護認定を受けていない者 （抽出枠）被保険者データおよび受給者データ

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）3,200/277,000（配布）
郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査票記入日現在（系統）
神戸市 - 報告者

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）平成25年11月12日～平成25年12月2日

【調査事項】1.要介護リスク要因、2.身体的特性、3.生活習慣、4.生活機能、
5.社会的特性、6.地域社会環境、7.心理的特性、8.介護予防、9.
意識・SOC

【調査票名】4 - 健康とくらしの調査 調査票D

【調査対象】（地域）神戸市全域（単位）個人（属性）65歳以上の高齢者のうち
介護認定を受けていない者（抽出枠）被保険者データおよび受給者データ

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）3,200/277,000（配布）
郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査票記入日現在（系統）
神戸市 - 報告者

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）平成25年11月12日～平成25年12月2日

【調査事項】1.要介護リスク要因、2.身体的特性、3.生活習慣、4.生活機能、
5.社会的特性、6.地域社会環境、7.心理的特性、8.介護予防、9.
運動・服薬

【調査票名】5 - 健康とくらしの調査 調査票E

【調査対象】（地域）神戸市全域（単位）個人（属性）65歳以上の高齢者のうち
介護認定を受けていない者（抽出枠）被保険者データおよび受給者データ

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）3,200/277,000（配布）
郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査票記入日現在（系統）
神戸市 - 報告者

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）平成25年11月12日～平成25年12月2日

【調査事項】1.要介護リスク要因、2.身体的特性、3.生活習慣、4.生活機能、
5.社会的特性、6.地域社会環境、7.心理的特性、8.介護予防、9.
COPD

【調査名】 介護保険事業計画策定に向けての実態調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月15日

【実施機関】 神戸市保健福祉局高齢福祉部介護保険課

【目的】 本調査は、次期介護保険事業計画策定のための基礎資料と今後の高齢者施策の参考資料にすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 在宅要支援・要介護者需要調査票

【調査票名】 1 - 在宅要支援・要介護者需要調査票

【調査対象】 （地域）神戸市全域 （単位）個人 （属性）要介護（要支援）認定者（抽出枠）被保険者データ・受給者データ

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）7,600/56,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年11月1日 （系統）神戸市 - 報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成25年12月2日

【調査事項】 1.本人・世帯の状況、2.健康・介護予防に関する状況、3.日常生活に関する状況、4.地域活動やボランティア活動への参加状況、5.将来の介護や介護保険施設、住まいに関する状況、6.介護保険料の状況、7.サービスの利用状況、8.介護をしている方の状況

【調査票名】 2 - 在宅要援護者需要調査票

【調査対象】 （地域）神戸市全域 （単位）個人 （属性）要介護（要支援）認定者のうち、介護保険施設に入所していない者（抽出枠）介護保険の受給者データ

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）7,600/56,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年1月1日現在 （系統）神戸市 - 報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成23年1月14日～2月9日

【調査事項】 1.本人・世帯の状況、2.健康・介護予防に関する状況、3.日常生活に関する状況、4.地域活動やボランティア活動への参加状況、5.将来の介護や介護保険施設、住まいに関する状況、6.介護保険料の状況、7.サービスの利用状況、8.介護をしている方の状況

【調査票名】 3 - 特別養護老人ホーム入所（者）に関する実態調査票（施設票）

【調査対象】 （地域）神戸市全域 （単位）事業所 （属性）特別養護老人ホーム（抽出枠）神戸市介護保険施設一覧

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）82 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）

自計（把握時）平成23年1月1日現在（系統）神戸市 - 報告者

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）平成23年1月14日～2月9日

【調査事項】1.施設、職員に関する状況、2.入所者、退所者に関する状況、3.口腔ケアに関する状況、4.看取り看護に関する状況、5.高齢者虐待防止に関する状況、6.介護支援ボランティア活動に関する状況、7.地域への施設開放に関する状況

【調査票名】4 - 特別養護老人ホーム用介護保険施設入所者調査票（個人票A）

【調査対象】（地域）神戸市全域（単位）事業所（属性）特別養護老人ホーム（抽出枠）神戸市介護保険施設一覧

【調査方法】（選定）全数（客体数）82（配布）郵送（収集）郵送（記入）
自計（把握時）平成23年1月1日現在（系統）神戸市 - 報告者

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）平成23年1月14日～2月9日

【調査事項】1.入所者に関する状況、2.在宅復帰に関する状況、3.認知症高齢者に関する状況、4.利用者負担状況

【調査票名】5 - 特別養護老人ホーム用介護保険施設入所者調査票（個人票B）

【調査対象】（地域）神戸市全域（単位）事業所（属性）特別養護老人ホーム（抽出枠）神戸市介護保険施設一覧

【調査方法】（選定）全数（客体数）82（配布）郵送（収集）郵送（記入）
自計（把握時）平成22年1月1日～12月31日（系統）神戸市 - 報告者

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）平成23年1月14日～2月9日

【調査事項】1.退所者に関する状況、2.在宅復帰に関する状況

【調査票名】6 - 老人保健施設入所（者）に関する実態調査票（施設票）

【調査対象】（地域）神戸市全域（単位）事業所（属性）老人保健施設（抽出枠）
神戸市介護保険施設一覧

【調査方法】（選定）全数（客体数）49（配布）郵送（収集）郵送（記入）
自計（把握時）平成23年1月1日現在（系統）神戸市 - 報告者

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）平成23年1月14日～2月9日

【調査事項】1.施設、職員に関する状況、2.入所者、退所者に関する状況、3.口腔ケアに関する状況、4.医療が必要な入所者に関する状況、5.ターミナルケアに関する状況、6.高齢者虐待防止に関する状況、7.介護支援ボランティア活動に関する状況、8.地域への施設開放に関する状況

【調査票名】 7 - 老人保健施設用介護保険施設入所者調査票（個人票A）
【調査対象】（地域）神戸市全域（単位）事業所（属性）老人保健施設（抽出枠）
神戸市介護保険施設一覧
【調査方法】（選定）全数（客体数）49（配布）郵送（収集）郵送（記入）
自計（把握時）平成23年1月1日現在（系統）神戸市 - 報告者
【周期・期日】（周期）3年（実施期日）平成23年1月14日～2月9日
【調査事項】1．入所者に関する状況、2．在宅復帰に関する状況、3．認知症高齢者に関する状況、4．利用者負担状況

【調査票名】 8 - 老人保健施設用介護保険施設入所者調査票（個人票B）
【調査対象】（地域）神戸市全域（単位）事業所（属性）老人保健施設（抽出枠）
神戸市介護保険施設一覧
【調査方法】（選定）全数（客体数）49（配布）郵送（収集）郵送（記入）
自計（把握時）平成22年1月1日～12月31日（系統）神戸市 - 報告者
【周期・期日】（周期）3年（実施期日）平成23年1月14日～2月9日
【調査事項】1．退所者に関する状況、2．在宅復帰に関する状況

【調査票名】 9 - 介護療養型医療施設入院（者）に関する実態調査票（施設票）
【調査対象】（地域）神戸市全域（単位）事業所（属性）介護療養型医療施設（抽出枠）神戸市介護保険施設一覧
【調査方法】（選定）全数（客体数）19（配布）郵送（収集）郵送（記入）
自計（把握時）平成23年1月1日現在（系統）神戸市 - 報告者
【周期・期日】（周期）3年（実施期日）平成23年1月14日～2月9日
【調査事項】1．施設、職員に関する状況、2．入所者、退所者に関する状況、3．口腔ケアに関する状況、4．療養病床の再編成に関する状況、5．高齢者虐待防止に関する状況、6．介護支援ボランティア活動に関する状況

【調査票名】 10 - 介護療養型医療施設用介護保険施設入院者調査票（個人票A）
【調査対象】（地域）神戸市全域（単位）事業所（属性）介護療養型医療施設（抽出枠）神戸市介護保険施設一覧
【調査方法】（選定）全数（客体数）19（配布）郵送（収集）郵送（記入）
自計（把握時）平成23年1月1日現在（系統）神戸市 - 報告者
【周期・期日】（周期）3年（実施期日）平成23年1月14日～2月9日
【調査事項】1．入所者に関する状況、2．在宅復帰に関する状況、3．認知症高齢者に関する状況、4．利用者負担状況

【調査票名】 11 - 介護療養型医療施設用介護保険施設入院者調査票（個人票B）

【調査対象】（地域）神戸市全域（単位）事業所（属性）介護療養型医療施設（抽出枠）神戸市介護保険施設一覧

【調査方法】（選定）全数（客体数）19（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成22年1月1日～12月31日（系統）神戸市 - 報告者

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）平成23年1月14日～2月9日

【調査事項】 1. 退所者に関する状況、2. 在宅復帰に関する状況

【調査票名】 12 - 特定施設入居（者）に関する実態調査票（施設票）

【調査対象】（地域）神戸市全域（単位）事業所（属性）特定施設（抽出枠）神戸市介護保険施設一覧

【調査方法】（選定）全数（客体数）69（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成23年1月1日現在（系統）神戸市 - 報告者

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）平成23年1月14日～2月9日

【調査事項】 1. 施設、職員に関する状況、2. 入所者、退所者に関する状況、3. 口腔ケアに関する状況、4. 医療が必要な入所者に関する状況、5. 高齢者虐待防止に関する状況、6. 介護支援ボランティア活動に関する状況、7. 地域への施設開放に関する状況

【調査名】 住生活総合調査拡大調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月16日

【実施機関】 名古屋市住宅都市局住宅部住宅企画課

【目的】 本調査は、名古屋市に居住する普通世帯の居住環境を含めた住生活全般に関する実態や居住者の意向・満足度等を把握し、同一客体を対象とした住宅・土地統計調査との相互集計・分析を行うことにより、住生活の安定・向上に係る総合的な住宅政策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 住生活総合調査拡大調査 調査票

【調査票名】 1 - 住生活総合調査拡大調査 調査票

【調査対象】 （地域）名古屋市全域 （単位）世帯 （属性）平成25年住宅・土地統計調査の対象となる同一の客体から抽出した普通世帯（抽出枠）（第1段階）：平成25年住宅・土地統計調査の対象調査区の1/7、（第2段階）：調査区内の住宅

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）4,700/1,020,000（配布）調査員（収集）調査員・郵送（記入）自計（把握時）平成25年12月1日現在（系統）名古屋市 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成25年11月21日～平成25年12月27日

【調査事項】 1. 要介護認定について、2. 現在の住宅と住宅まわりの環境の評価について、3. 最近5年間の居住状況の変化について、4. 今後の住まい方について、5. 現在お住まいの住宅以外の住宅について、6. 子どもとの住まい方などについて、7. あなたの世帯の住居費などについて、8. 現在の住宅の建築時期について

【調査名】 地域特産野菜生産状況調査（愛知県版）（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月17日

【実施機関】 愛知県農林水産部園芸農産課

【目的】 本調査は、農林水産省が実施する一般統計調査である「地域特産野菜生産状況調査」に追加して、愛知県内において生産される多様な野菜について、作付面積、収穫量、出荷量を把握することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 調査票1 2 - 調査票2

【調査票名】 1 - 調査票1

【調査対象】 （地域）愛知県全域 （単位）協同組合 （属性）農業協同組合 （抽出枠）愛知県農業協同組合・農事組合法人等名簿

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）23 （配布）オンライン調査（電子メール） （収集）オンライン調査（電子メール） （記入）自計 （把握時）調査実施年前年（1～12月）に収穫されたものを対象とする。（系統）愛知県 - 市町村 - 報告者（原則として農業協同組合）

【周期・期日】 （周期）2年 （実施期日）平成25年11月下旬～平成26年1月上旬

【調査事項】 農林水産省の調査には含まれていない野菜9品目（1．ペコロス、2．じねんじょ、3．かりもり、4．紫キャベツ、5．食用花、6．ミニトマト、7．れんこん、8．みつば、9．ちんげんさい）について、作付面積、収穫量、出荷量を調査。

【調査票名】 2 - 調査票2

【調査対象】 （地域）愛知県全域 （単位）協同組合 （属性）農業協同組合 （抽出枠）愛知県農業協同組合・農事組合法人等名簿

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）23 （配布）オンライン調査（電子メール） （収集）オンライン調査（電子メール） （記入）自計 （把握時）調査実施年前年（1～12月）及び調査実施年3年前（1～12月）に収穫されたものを対象とする。（系統）愛知県 - 市町村 - 報告者（原則として農業協同組合）

【周期・期日】 （周期）2年 （実施期日）平成25年11月下旬～平成26年1月上旬

【調査事項】 農林水産省の調査には含まれていない野菜9品目（1．ペコロス、2．じねんじょ、3．かりもり、4．紫キャベツ、5．食用花、6．ミニトマト、7．れんこん、8．みつば、9．ちんげんさい）について、作付面積、収穫量、出荷量を調査。

【調査名】 住生活総合調査拡大調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月18日

【実施機関】 東京都都市整備局住宅政策推進部住宅政策課

【目的】 本調査は、東京都内における普通世帯の居住する住宅及び住環境に関する評価、住宅の住み替え、リフォームの実態及び意向等の住宅に関する動向を把握し、住宅政策の展開を図るうえでの基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 住生活総合調査拡大調査票 調査票

【調査票名】 1 - 住生活総合調査拡大調査票 調査票

【調査対象】 （地域）都内全域 （単位）世帯 （属性）平成25年住宅・土地統計調査の報告者から抽出した普通世帯 （抽出枠）第1段階・平成25年住宅・土地統計調査の対象調査区、第2段階・調査区内の住宅

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,600 / 6,400,000 （配布）調査員 （収集）調査員・郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年12月1日現在 （系統）東京都 - 民間事業者 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成25年11月21日～平成25年12月下旬

【調査事項】 1．要介護認定、2．現在の住宅と、住宅のまわりの環境の評価、3．最近5年間の居住状況の変化、4．今後の住まい方、5．現在居住する住宅以外の住宅、6．子供との住まい方、7．世帯の住居費、8．現在の住宅の建築時期

【調査名】 住生活総合調査附帯調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月18日

【実施機関】 神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課

【目的】 本調査は、神奈川県住生活基本計画を的確に推進するために、住まいや住環境に関する課題について、県民の意識や意向等を把握し、今後の県の住宅政策の検討資料とすることを目的として、地域特有の課題に係る基礎的なデータを収集するために、国土交通省が実施する住生活総合調査の調査項目に加え、県独自で調査項目を追加して調査を実施するものである。

【調査の構成】 1 - 住生活総合調査附帯調査票

【調査票名】 1 - 住生活総合調査附帯調査票

【調査対象】 （地域）神奈川県全域 （単位）世帯 （属性）普通世帯 （抽出枠）平成22年国勢調査

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）4,600 / 3,844,525 （配布）調査員 （収集）調査員・郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年12月1日現在 （系統）神奈川県 - 市町 - 指導員 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成25年11月21日～平成25年12月10日（予定）

【調査事項】 1.住宅をリフォームする際に参考とする情報について、2.高齢社会に対応した住宅施策について、3.中古住宅の流通について、4.多様な住まい方について

【調査名】 鳥取県鋳工業生産動態調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月18日

【実施機関】 鳥取県地域振興部統計課

【目的】 本調査は、鳥取県における鋳工業生産，出荷及び在庫の動態を把握し，もって県内の鋳工業生産，出荷及び在庫に関する基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 鳥取県鋳工業生産動態調査票

【備考】 今回の変更は、報告を求める者のうち、報告者数の変更である。

【調査票名】 1 - 鳥取県鋳工業生産動態調査票

【調査対象】 （地域）鳥取県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類による大分類C鋳業，砕石業，砂利採取業又は大分類E製造業に属する事業所のうち知事が指定するもの （抽出枠）工業統計調査名簿

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）83 / 951 （配布）郵送・調査員・オンライン （収集）郵送・調査員・オンライン （記入）自計 （把握時）毎月末 （系統）鳥取県 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）翌月10日（調査員調査）、翌月15日（郵送、オンライン調査）

【調査事項】 1．生産数量（金額） 2．出荷数量（金額） 3．在庫数量（金額）

【調査名】 中小企業景況調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月21日

【実施機関】 愛知県産業労働部産業労働政策課

【目的】 本調査は、県内中小企業の産業活動の動向に関する基礎的な事項について把握し、地域経済に関する施策の企画・立案及び効果的な推進を図ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 中小企業景況調査票

【備考】 5、報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間 -（四半期ごとに変更する事項）消費税増税及び金融円滑化法終了後の影響とBCPに関する調査（平成25年10 - 12月期）を追加する等の変更である。

【調査票名】 1 - 中小企業景況調査票

【調査対象】（地域）愛知県内全域（単位）事業所及び企業（属性）製造業、卸・小売業、建設業、サービス業を営む中小企業（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿を用いて、以下の基準に該当する愛知県に本社を置く企業から無作為抽出、1 - 製造業・建設業（資本金3億円以下又は従業員300人以下）、2 - 卸売業（資本金1億円以下又は従業員300人以下）、3 - 小売業（資本金5千万円以下又は従業員50人以下）、4 - サービス業（資本金5千万円以下又は従業員100人以下）

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）2,000 / 162,000（配布）郵送・その他（FAX）（収集）郵送・その他（FAX）（記入）自計（把握時）毎年4～6月期、7～9月期、10～12月期、1～3月期（系統）愛知県一報告者

【周期・期日】（周期）毎年四半期（平成25年7月 - 9月期調査より変更）（実施期日）毎年4～6月期（実施開始日である6月1日に到達するよう5月末日の3日前頃）、7～9月期（実施開始日である9月1日に到達するよう8月末日の3日前頃）、10～12月（実施開始日である12月1日に到達するよう11月末日の3日前頃）、1～3月期（実施開始日である3月1日に到達するよう2月末日の3日前頃）

【調査事項】 1 - 業種、従業員数、当期の経営実績、採算、設備投資、雇用人員、金融機関の貸出態度及び経営上の問題点、行政が今後強化すべき支援策、来期の見通し、採算及び設備投資の計画、2 - 四半期ごとに変更する事項 大学等新卒者の採用動向（毎年1 - 3月期） 消費税増税及び金融円滑化法終了後の影響とBCPに関する調査（平成25年10 - 12月期）

【調査名】 住生活総合調査拡大調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月21日

【実施機関】 神戸市都市計画総局住宅部住宅政策課

【目的】 本調査は、神戸市民の住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上で必要となる基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 住生活総合調査拡大調査 調査票

【調査票名】 1 - 住生活総合調査拡大調査 調査票

【調査対象】 （地域）神戸市全域 （単位）世帯 （属性）平成25年住宅・土地統計調査の対象となる同一の客体から抽出した普通世帯 （抽出枠）第1段階：平成25年住宅・土地統計調査の対象調査区、第2段階：調査区内の住宅

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）6,200 / 683,310 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年12月1日現在 （系統）神戸市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成25年11月21日～平成25年12月15日

【調査事項】 1 .要介護認定に関する事項、2 .住宅及び居住環境の評価に関する事項、3 .最近の住み替え・改善に関する事項、4 .今後の住まい方に関する事項、5 .現住居以外の住宅に関する事項、6 .子どもとの住まい方などに関する事項、7 .現在の住宅の建築時期に関する事項

【調査名】 県民健康・栄養調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月21日

【実施機関】 神奈川県保健福祉局保健医療部健康増進課

【目的】 本調査は、神奈川県民の健康状態、食生活の実態を把握し、その現状と問題点を明らかにし、今後の健康づくりや生活習慣病対策を推進するための基礎資料とする。併せて、「かながわ健康プラン21(第2次)」で設定した目標の基準値、目標達成度の評価にも活用し、健康増進に関する情報提供を行うことを目的とする。

【調査の構成】 1 - 健康に関する意識調査票（15歳以上の方用）

【調査票名】 1 - 健康に関する意識調査票（15歳以上の方用）

【調査対象】 （地域）神奈川県全域 （単位）個人 （属性）神奈川県在住の満15歳以上の男女 （抽出枠）国民健康・栄養調査対象地区

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,000/8,000,000 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）他計 （把握時）神奈川県が指定する平成25年11月中の1日 （系統）神奈川県 - 調査員（保健所） - 報告者

【周期・期日】 （周期）不定期（おおむね5年とするが3年を1調査とする） （実施期日）平成25年11月1日～11月30日

【調査事項】 1．普段の生活について、2．健康状態について、3．飲酒、喫煙について、4．歯について、5．健康づくりに関する情報・活動

【調査名】 住生活総合調査（拡大調査）（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月21日

【実施機関】 北九州市建築都市局住宅部住宅計画課

【目的】 本調査は、住生活総合調査とは、住生活基本法に基づく住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上で必要となる基礎資料を得るために、居住環境を含めた住生活全般に関する実態や居住者の意向・満足度等を総合的に調査することを目的としており、5年周期で実施される全国規模の統計調査である。本調査は、国が全国レベルにおける詳細分析が有意となるよう標本数を設定しているが、国が実施する標本数では、本市での詳細分析は統計学上困難であり、標本数の追加が必要である。そこで、本市の住宅施策を展開していく上での基礎データとして活用するため、国の調査とあわせて本市独自で標本数を追加し調査を実施することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 住生活総合調査（拡大調査）調査票

【調査票名】 1 - 住生活総合調査（拡大調査）調査票

【調査対象】 （地域）北九州市全域 （単位）世帯 （属性）普通世帯 （抽出枠）平成22年国勢調査

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）5,816 / 420,702 （配布）調査員 （収集）調査員・郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年12月1日現在 （系統）北九州市 - 民間事業者 - 統計調査員 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成25年11月21日～平成25年12月27日（予定）

【調査事項】 1. 住宅及びそのまわりの環境評価、（1）住宅及びそのまわりの環境についての総合評価、（2）住宅についての総合評価、（3）住宅のまわりの環境について、（4）住宅についての満足度、（5）住宅のまわりの環境についての満足度、（6）住宅及びそのまわりの環境についての重要度、2. 最近の住宅状況の変化、（1）5年前の世帯人員、（2）最近5年間の身辺事情の変化、（3）最近5年間の住宅の変化、（4）住宅の変化した理由、（5）変化する前の床面積、（6）変化に要した費用、（7）変化前後での評価、（8）従前住宅の居住期間、（9）従前住宅の処分方法、3. 住宅の住み替え・改善の意向及び計画、（1）住み替え・改善の意向及び計画の有無・内容、（2）住み替え・改善の目的、（3）住み替え・改善の実現の時期、（4）住み替え・改善の実現困難な理由、（5）住み替え後の居住地、（6）住み替え後の現在の住宅の活用方法、（7）住宅の増改築、改修工事等の工事内容、（8）住み替え・改善に対する拠出可能額、（9）拠出可能額の中の借入金、（10）住み替え・改善の意向がない理由、4. 今後の住まい方、（1）現在の住宅

での居住継続意向、(2) 住み替え時の住宅、立地等に関する希望、(3) 高齢期の介護等に備えた住み替えや改善の希望、(4) 高齢期の介護等に備えた住み替えの居住形態、5 . 親と子の住まい方、(1) 子の有無、(2) 子との現在の住まい方、(3) 高齢期における子との住まい方、(4) 親の有無、(5) 親と子の現在の住まい方、(6) 高齢の親との住まい方、6 . 子育ての環境等、(1) 子育てにおいて重要な点、7 . 住宅の相続、(1) 相続した住宅の有無等、(2) 相続する可能性のある住宅の有無等、(3) 相続する可能性のある住宅の立地、8 . 別荘やセカンドハウスの有無、(1) セカンドハウスの有無、(2) セカンドハウスの利用状況、9 . 要介護認定、(1) 要介護認定の有無、(2) 要介護度等、10 . 世帯の居住費・資産、(1) 住宅ローン残高、(2) 住宅ローンの返済期間の残期間、(3) 住宅ローンの返済額、(4) 住宅の管理費、(5) 修繕積立金、(6) 借地料、(7) 居住費負担についての評価、(8) 所有する全ての不動産(土地・建物)の価値、(9) 住宅の建築の時期、(10) 世帯の貯蓄残高の総額

【調査名】 住生活総合調査拡大調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月22日

【実施機関】 山口県 土木建築部 住宅課

【目的】 本調査は、山口県内の普通世帯の住宅及びその周囲の住環境に関する評価、住宅改善の有無と内容等を把握することにより、今後の住宅政策の基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 住生活総合調査拡大調査 調査票

【調査票名】 1 - 住生活総合調査拡大調査 調査票

【調査対象】 （地域）山口県全域 （単位）世帯 （属性）平成25年住宅・土地統計調査の対象となる同一の客体から抽出した普通世帯 （抽出枠）第1段階：平成25年住宅・土地統計調査の対象調査区、第2段階：調査区内の住宅

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,160 / 5,977,000 （配布）調査員 （収集）調査員・郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年12月1日現在 （系統）山口県 - 市町村 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成25年11月21日～平成25年12月27日

【調査事項】 1. 要介護認定について、2. 現在の住宅と、住宅のまわりの環境の評価について、3. 最近5年間の居住状況の変化について、4. 今後の住まい方について、5. 現在のお住まいの住宅以外の住宅について、6. 子どもとの住まい方などについて、7. あなたの世帯の住居費などについて、8. 現在の住宅の建築時期について

【調査名】 住生活総合調査 拡大調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月24日

【実施機関】 滋賀県土木交通部住宅課

【目的】 本調査は、滋賀県域および地域ごとの特性や居住ニーズを把握し、的確な施策の展開を図っていくために必要となる基礎資料を得て、企画立案や評価に活かすことを目的とする。

【調査の構成】 1 - 住生活総合調査 拡大調査票

【調査票名】 1 - 住生活総合調査 拡大調査票

【調査対象】 （地域）滋賀県全域 （単位）世帯 （属性）平成25年住宅・土地統計調査の対象となる同一の客体から抽出した普通世帯 （抽出枠）平成25年住宅・土地統計調査の調査単位区設定図から一定間隔で抽出

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）4,264 / 517,049 （配布）調査員 （収集）調査員・郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年12月1日現在 （系統）滋賀県 - 市町 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成25年11月下旬～平成25年12月上旬

【調査事項】 1. 要介護認定について、2. 現在の住宅と、住宅のまわりの環境の評価について、3. 最近5年間の居住状況の変化について、4. 今後の住まい方について、5. 現在お住まいの住宅以外の住宅について、6. 子どもとの住まい方などについて、7. あなたの世帯の住居費などについて、8. 現在の住宅の建築時期について

【調査名】 島根県母子世帯寡婦世帯父子世帯実態調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月24日

【実施機関】 島根県健康福祉部青少年家庭課

【目的】 本調査は、島根県内の母子世帯、寡婦世帯及び父子世帯の生活実態とニーズを把握し、当該世帯への福祉対策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 平成25年母子・寡婦・父子世帯実態調査 調査票

【調査票名】 1 - 平成25年母子・寡婦・父子世帯実態調査 調査票

【調査対象】 （地域）島根県全域 （単位）世帯 （属性）母子世帯・寡婦世帯・父子世帯 （抽出枠）住民基本台帳、的確な資料

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）（母子世帯）2900 / 8800、（寡婦世帯）1350 / 5500、（父子世帯）1150 / 1,700 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年11月1日現在 （系統）（18市町村）島根県 - 報告者、（1町）島根県 - 市町村 - 報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成25年11月28日～平成25年12月16日

【調査事項】 1.世帯の状況、2.母子・寡婦・父子世帯になった時の状況、3.家計の状況、4.就労状況、5.養育費の状況、6.相談機関、制度の利用状況、7.子どもの状況、8.健康の状況、9.住まいの状況、10.母子・寡婦・父子福祉について県や市町村について意見など

【調査票名】 2 - 平成22年寡婦世帯実態調査調査票

【調査対象】 （地域）島根県全域 （単位）世帯 （属性）寡婦世帯 （抽出枠）住民基本台帳、福祉医療費助成事業対象者名簿等

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,900 / 7,500 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年11月1日現在 （系統）配布：島根県 - 市町村 - 報告者、回収：報告者 - 島根県

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成22年11月29日～12月20日

【調査事項】 1.世帯の状況、2.寡婦世帯になった時の状況、3.家計の状況、4.就労状況、5.相談機関、制度の利用状況、6.健康の状況、7.住まいの状況

【調査票名】 3 - 平成22年父子世帯実態調査調査票

【調査対象】 （地域）島根県全域 （単位）世帯 （属性）父子世帯 （抽出枠）住民基本台帳、福祉医療費助成事業対象者名簿等

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1,100/1,600 (配布)郵送
(収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成22年11月1日現在 (系
統)配布:島根県-市町村-報告者、回収:報告者-島根県

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成22年11月29日~12月20日

【調査事項】 1.世帯の状況、2.父子世帯になった時の状況、3.家計の状況、4.
就労状況、5.養育費の状況、6.相談機関、制度の利用状況、7.子ども
の状況、8.健康の状況、9.住まいの状況

【調査名】 高知県住生活総合調査拡大調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月24日

【実施機関】 高知県土木部住宅課

【目的】 本調査は、国土交通省が行う住生活総合調査に加え、高知県の住宅課題である、地震対策、空き家活用、高齢者の住まいに対する意識などを把握し、住宅施策立案に資するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 高知県住生活総合調査拡大調査 調査票

【調査票名】 1 - 高知県住生活総合調査拡大調査 調査票

【調査対象】 （地域）高知県全域 （単位）世帯 （属性）普通世帯 （抽出枠）平成22年国勢調査の一般世帯

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,880 / 52,000,000 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）自計 （把握時）平成25年12月1日現在 （系統）高知県 - 市町村 - 統計調査員 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成25年11月21日～平成25年12月27日（予定）

【調査事項】 1 . 住まいの地震対策に関する事項(1)地震発生時の不安の有無、(2)地震発生時の不安の内容、【住宅からの避難】(3)津波浸水予想地域の認知、(4)避難場所の認知、(5)避難場所までの不安、(6)希望する地震対策、2 . 空き家の活用に関する事項(1)住まいが空き家となった際の活用方法、(2)空き家を活用する際の条件、3 . 高齢者の住まい方に関する事項(1)高齢者等に配慮したリフォーム、(2)高齢者が安心、豊かに暮らすため必要なもの、4 . 民間賃貸住宅や公的住宅への入居支援に関する事項(1)住宅確保要配慮者等の入居を支援するため必要なもの、(2)入居支援に効果的な情報提供の方法、(3)定期借家制度の認知

【調査名】 住生活総合調査拡大調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月24日

【実施機関】 福岡市住宅都市局住宅部住宅計画課

【目的】 本調査は、住生活基本法及び同法に基づく住生活基本計画を踏まえた住生活の安定・向上に係る総合的な施策を福岡市にて推進する上で必要となる基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 住生活総合調査拡大調査 調査票

【調査票名】 1 - 住生活総合調査拡大調査 調査票

【調査対象】 （地域）福岡市全域 （単位）世帯 （属性）平成25年住宅・土地統計調査の対象となる同一の客体から抽出した普通世帯

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）7,800 / 35,000 （配布）調査員 （収集）調査員・郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年12月1日現在 （系統）福岡市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成25年11月21日～平成25年12月27日

【調査事項】 1. 現住居について、2. 理想とする住まい方について、3. 敷地の樹木や草花などについて、4. 環境にやさしい住宅について、5. 住宅の防犯について

【調査名】 住生活総合調査拡大調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月25日

【実施機関】 仙台市都市整備局 住環境部 住環境整備課

【目的】 本調査は、住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上で、また、次期仙台市住生活基本計画の検討に係る基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 住生活総合調査拡大調査 調査票

【調査票名】 1 - 住生活総合調査拡大調査 調査票

【調査対象】 （地域）仙台市全域 （単位）世帯 （属性）平成25年住宅・土地統計調査の対象となる同一の客体から抽出した普通世帯 （抽出枠）第1段階：平成25年住宅・土地統計調査の対象調査区、第2段階：調査区内の住宅

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,000 / 464,640 （配布）調査員 （収集）調査員・郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年12月1日現在 （系統）仙台市 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成25年11月21日～平成25年12月15日

【調査事項】 1. 要介護認定について、2. 現在の住宅と、住宅のまわりの環境の評価について、3. 最近5年間の居住状況の変化について、4. 今後の住まい方について、5. 現在お住まいの住宅以外の住宅について、6. 子どもとの住まい方などについて、7. あなたの世帯の住居費などについて、8. 現在の住宅の建築時期について

【調査名】 山梨県住生活総合調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月30日

【実施機関】 山梨県県土整備部建築住宅課

【目的】 本調査は、山梨県内全域の普通世帯を対象に、居住環境を含めた住生活全般に関する実態や居住者の意向・満足度等を総合的に調査し、今後の住宅施策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 山梨県住生活総合調査 調査票

【調査票名】 1 - 山梨県住生活総合調査 調査票

【調査対象】 （地域）山梨県全域 （単位）世帯 （属性）平成25年住宅・土地統計調査の対象となる同一の客体から抽出した普通世帯 （抽出枠）平成22年国勢調査の一般世帯

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）4,000 / 330,000 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）自計 （把握時）平成25年12月1日現在 （系統）山梨県 - 市町村 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成25年11月21日～平成25年12月15日

【調査事項】 1. 要介護認定（介護認定の有無と度合い）、2. 現在の住宅と、住宅のまわりの環境の評価（1）住宅及び住環境の総合評価（満足度）（2）住宅の総合評価（満足度）（3）住環境の総合評価（満足度）（4）住宅の要素別評価（満足度）（5）住環境の要素別評価（満足度）（6）住宅及び住環境の要素のうち重要と思うもの、思わないもの、3. 最近5年間の居住状況の変化（1）5年前（平成21年1月時点）の世帯人員、（2）最近5年間（平成21年1月以降）の世帯の周辺事情の変化、【平成21年1月以降、住み替え、リフォーム、建て替えを行った者に対して】（1）住み替え、リフォーム、建て替えの目的、（2）住み替え、リフォーム、建て替え前後の住宅の床面積の変化の有無及び変化有の場合、変化する前の床面積、（3）住み替え、リフォーム、建て替え前後を比較して住宅・住環境の各要素の変化に対する評価、（4）住み替え、リフォーム、建て替えに要した費用、【リフォームと住み替えを同時期に行った者に対して】うちリフォームに要した費用、【平成21年1月以降、現住居への住み替えを行った者に対して】（1）住み替え前の住宅の居住期間、（2）住み替え前の住宅の処分方法、【現在、持家に住んでいる者に対して】これまでの持家の取得回数、4. 今後の住まい方（今後の住み替え、リフォーム、建て替えの意向・計画の有無及び有の場合、その実現の時期）【今後、住み替えを考えている者に対して】（1）住み替え先として考えている住宅の所有関係、種類、建て方、構造、現住居

との位置関係、立地環境、(2) 住み替えるときの現在の住宅の処分方法、【今後、リフォームを考えている者に対して】考えているリフォームの内容、【今後、住み替え、リフォーム、建て替えを考えている者に対して】(1) 住み替え、リフォーム、建て替えの目的、(2) 住み替え、リフォーム、建て替えの予算と、そのうち借入金の割合、(3) 住み替え、リフォーム、建て替えの実現上の課題、【住み替えを考えていない者に対して】(1) 住み替えを考えていない理由、(2) 将来、現住居を必要としなくなった場合の処分方法、5. 現住居以外の住宅 (1) 現住居以外の住宅の有無及び有の場合のその住宅の建て方、現住居からの所要時間、立地環境、建築年、利用状況、(2) 別の住宅が空き家になっている場合、その空き家の空き家状態の継続年数、賃貸・売却の募集状況、管理の状況、建物の状態、今後の活用意向及び空き家のままにしておく場合、その理由、(3) 将来、親などが住んでいる住宅の相続予定の有無及び有の場合、その住宅の立地、意向、6. 子どもとの住まい方など (1) 子育てのために住宅や環境で重要と思う点、(2) 高齢期における子との望ましい住まい方、7. 世帯の住居費など (1) 住宅ローンの有無及び年間返済額、(2) 家賃、住宅ローンの返済などの住居費についての負担感、【現在、持ち家の「共同住宅・長屋建」に居住する者に対して】毎月の住宅の管理費の額、8. 現在の住宅の建築時期 (住宅の建築時期)

【調査名】 子育て支援に関する市民ニーズ調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月31日

【実施機関】 京都市 保健福祉局 子育て支援部 児童家庭課

【目的】 本調査は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画に位置付けている「京都市未来子どもプラン」の次期計画及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定に当たり、子ども・子育て支援施策に係る市民の利用状況や利用希望等を把握することにより、計画策定のための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 小学校入学前児童用調査票 2 - 小学生児童用調査票

【調査票名】 1 - 小学校入学前児童用調査票

【調査対象】 (地域)京都市全域 (単位)個人 (属性)小学校入学前児童の保護者 (抽出枠)住民基本台帳

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)6,500/55,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)記入日現在 (系統)京都市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成25年10月30日~平成25年11月13日

【調査事項】 1.子どもと家族の状況、2.父母の就労状況、3.平日の幼稚園・保育施設等の利用、4.土曜日・日曜日・祝日の幼稚園・保育施設等の利用希望、5.病気・病後時の対応、6.宿泊を伴わない日中の一時預かりの利用、7.宿泊を伴う一時預かりの利用、8.地域の子育て支援のための事業の利用、9.小学校就学後の放課後の過ごし方、10.職場の両立支援制度、11.その他子育てに関すること

【調査票名】 2 - 小学生児童用調査票

【調査対象】 (地域)京都市全域 (単位)個人 (属性)小学生児童の保護者 (抽出枠)住民基本台帳

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)6,500/51,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)記入日現在 (系統)京都市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成25年10月30日~平成25年11月13日

【調査事項】 1.子どもと家族の状況、2.父母の就労状況、3.学童クラブ・放課後ほっと広場の利用、4.病気・病後時の対応、5.宿泊を伴わない日中の一

時預かりの利用、 6 . 宿泊を伴う一時預かりの利用、 7 . 地域の子育て支援のための事業の利用、 8 . ファミリーサポート事業の利用、 9 . その他子育てに関すること

【調査名】 結婚と出産に関する意識調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月31日

【実施機関】 京都市 保健福祉局 子育て支援部 児童家庭課

【目的】 本調査は、結婚と出産に関する意識や実態を把握し、次代の親等に対する施策を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 結婚と出産に関する意識調査 調査票

【調査票名】 1 - 結婚と出産に関する意識調査 調査票

【調査対象】 （地域）京都市全域 （単位）個人 （属性）18歳以上49歳以下の市民（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）6,500/590,000（配布）郵送（取集）郵送（記入）自計（把握時）記入日現在（系統）京都市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成25年10月30日～平成25年11月13日

【調査事項】 1．世帯状況，2．少子化が社会に与える影響について，3．理想の子ども数，4．少子化対策として効果ある施策について，5．結婚生活・独身生活の利点，6．結婚生活・独身生活の心配や不安，7．家庭や家族に関する考え方，8．仕事と生活の調和のために企業等に期待すること，9．行政が実施することが望ましい施策など

【調査名】 ひとり親家庭実態調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月31日

【実施機関】 京都市 保健福祉局 子育て支援部 児童家庭課

【目的】 本調査は、ひとり親家庭の生活実態や要望・意見等を把握し、平成26年度に策定する「京都市未来子どもプラン」の次期計画に盛り込む新たな「ひとり親家庭自立促進計画」を策定するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 母子家庭用調査票 2 - 父子家庭用調査票

【調査票名】 1 - 母子家庭用調査票

【調査対象】（地域）京都市全域（単位）世帯（属性）京都市内在住の母子家庭（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）3,200/21,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成25年10月1日現在（系統）京都市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成25年10月30日～平成25年11月13日

【調査事項】 1. 基本事項、2. 母子家庭になったときの状況、3. 仕事の状況、4. 住まいの状況、5. 世帯収入と生活費の状況、6. 離婚の状況、7. 育児・教育について、8. 子どもや近所の人等との関係について、9. 日頃の悩みや相談

【調査票名】 2 - 父子家庭用調査票

【調査対象】（地域）京都市全域（単位）世帯（属性）京都市内在住の父子家庭（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）1,800/2,700（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成25年10月1日現在（系統）京都市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成25年10月30日～平成25年11月13日

【調査事項】 1. 基本事項、2. 父子家庭になったときの状況、3. 仕事の状況、4. 住まいの状況、5. 世帯収入と生活費の状況、6. 離婚の状況、7. 育児・教育について、8. 子どもや近所の人等との関係について、9. 日頃の悩みや相談

【調査名】 高齢者の生活実態と意識に関する調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年10月31日

【実施機関】 広島市 健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課

【目的】 本調査は、次期の広島市高齢者施策推進プランを策定するに当たり、高齢者の生活実態や意識等から日常生活圏域ごとの地域特性及び課題を把握し、プラン策定の基礎資料とするとともに、地域包括ケアシステム構築に向けた取組について検討することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 一般高齢者の調査票 2 - 要介護等認定者の調査票

【調査票名】 1 - 一般高齢者の調査票

【調査対象】 （地域）広島市内の日常生活圏域（39圏域）（単位）個人（属性）要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の者（抽出枠）住民基本台帳及び要介護認定の情報

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）8,000/200,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成25年11月1日現在（系統）配布：広島市 - 民間事業者 - 報告者、回収：報告者 - 広島市

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）平成25年12月2日～12月16日

【調査事項】 1.あなたのご家族や生活状況について、2.運動・閉じこもりについて、3.転倒について、4.口腔・栄養について、5.物忘れについて、6.日常生活について、7.社会参加について、8.健康について、9.在宅生活の状況について、10.介護者の状況について

【調査票名】 2 - 要介護等認定者の調査票

【調査対象】 （地域）広島市内の日常生活圏域（39圏域）（単位）個人（属性）要支援・要介護認定を受けている65歳以上の者（抽出枠）住民基本台帳及び要介護認定の情報

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）8,000/50,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成25年11月1日現在（系統）配布：広島市 - 民間事業者 - 報告者、回収：報告者 - 広島市

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）平成25年12月2日～12月16日

【調査事項】 1.あなたのご家族や生活状況について、2.運動・閉じこもりについて、3.転倒について、4.口腔・栄養について、5.物忘れについて、6.日常生活について、7.社会参加について、8.健康について、9.在宅生活の状況について、10.介護者の状況について